

## 平成25年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成25年9月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企 画 環 境 経 済 部 長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
環境経済課長	平岩敬康
保険医療課長	服部敦美
福祉健康課長	加藤周志
建設課長	那波哲也
教育文化課長 兼総合会館長	奥村智彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	岩田孝太
主任	三輪哲義
主事	林謙仁

1. 議事日程（第2号）

平成25年9月17日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） おはようございます。

久々の先発でして、まだエンジンがかからず、ろれつが回らないところが多々あると思いますが、よろしく願いたいと思います。

今回は、税と社会保障の一体改革が地方に及ぼす影響についてという非常に仰々しい内容で取り上げさせていただきますが、このことに関しましては、市町村にも非常に重要な影響を及ぼすということでじっくりと考えさせていただきたい思います。

それでは始めさせていただきます。

私は、かねてより社会保障を安全保障とともに国家のかなめであると位置づけてきました。しかし、日本の社会保障はふえ続ける社会保障費や複雑な問題を前に制度疲労を来し、ぎしぎしとゆがみ始めています。少子・高齢化がさらに進めば、現行の仕組みは立ち行かなくなり、崩壊するのではないかという懸念が国民の間にも広がりつつあります。そこで、何とか立て直しを図ろうと進められているのが税と社会保障の一体改革であります。その改革の先兵としての役割を担うのが消費税であります。今回の増税分はふえ続ける社会保障費の財源に充当されることになっており、予定では2014年4月に8%、2015年10月には10%に引き上げられます。

昨年末に安倍内閣が誕生し、新たな経済戦略アベノミクスが奏功したことにより、株価は上昇、円高傾向にも歯どめがかかりました。長年の課題であったデフレ脱却への光明が見えた今をおいてしか、消費税率引き上げのタイミングはないという意見も多く、多くの学識者から聞かれます。ですが、実際には一般的な国民の目線から見れば、可処分所得が格段とふえたわけでもなく、景気回復を実感するには至っておりません。それどころか円高の副作用で生活用品やガソリン、電気料金等の値上げラッシュが始まっています。そこに加えての増税は、庶民の生活に大きな打撃を与えるのは確実であります。それでも、各紙世論調査を見ると半分以上の人が消費税増税に前向きな考えを示しています。例え痛みを受けても、これ以上ツケを次世代に回してはいけないという強い決意のあらわれとも言えます。

しかし、そんな思いに水を差すように、有識者からは、毎年2兆円以上ふえ続けると予測さ

れる社会保障費を穴埋めするには、今回引き上げられる5%、約13.5兆円では焼け石に水であり、最低でも税率25%ぐらいまで引き上げなければ、早晚立ち行かなくなるという厳しい意見が出されております。一部には行財政改革で無駄を省けば増税は必要ないという考えもありますが、民主党政権下で行われた事業仕分けが不発に終わったように、行革だけで増税分に見合うだけの税源を引っ張り出すのは現実的ではありません。改革は改革として断行すべきですが、時間的余裕がほとんど残されていない以上、不本意ながらも日本はこれから増税の道へと向かっていかざるを得ないと思われまます。

そこで最初にお尋ねします。

今回の消費増税について、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。そしてこの増税が実施された場合、笠松町における上下水道などの公共料金、公共施設の使用料、各種手数料、給食費、町民バスの料金は値上げされるつもりなのでしょうか。もし値上げに踏み切られるのなら、それは税率8%のタイミングで上げられるのか、それとも10%まで待たれるのかをお答え願いたいと思います。

さて、次に、先月公表された社会保障制度改革国民会議の報告書に載せられた内容に沿って議論を進めたいと思います。

まず本丸である年金に関しては、踏み込んだ記述は見られず、先送り感が強く、世代間不公平を解消するには至っていないとの感が否めません。一方で、医療や介護に関しては、年金と比べると具体的な方向性を示す内容になっています。この中で、主に市町村に直接かかわる部分について取り上げさせていただきます。

まず、国民健康保険の運営を平成18年度までに現行の市町村から都道府県に移すという、いわゆる国保の広域化であります。国保の運営に関しては、笠松町を含めほとんどの自治体で財政的に苦しい運営を強いられています。報告書では、国保の赤字を国が穴埋めし、運営を都道府県に移行することで財政基盤を強化する、つまり一度リセットして組み直そうという方向性を示しています。財政難に苦しむ自治体にとっては天の恵みとも言えるでしょうし、保険税の市町村格差も是正も期待されています。しかし、実現までは幾つもの課題や調整も残されており、紆余曲折が予想されます。

そこでお尋ねします。

都道府県化が行われても、市町村には保険税の賦課徴収や保険事業推進の業務が残るとされるなど、事務的負担は軽減されないようにも見受けられますが、笠松町にはどのような影響もたらされるのでしょうか。メリット・デメリットの両方からお答えください。

また、広域化に関しては、笠松町の保険税は現行と比べてどうなるか、どうなると推察されておられるのでしょうか。

さて、もう少し国保について考えていきたいと思ひます。最大の問題は、被保険者の保険税

だけでは賄えないという点です。これは低所得者や高齢者の割合が組合健保や協会けんぽと比べて高いという構造的な要因によるものであり、その財源不足を補うため、笠松町だけでなく、多くの自治体で一般会計から国民健康保険特別会計の繰り入れが常態化しています。

一般会計の繰り入れに関しては賛否両論があります。代表的な批判としては、保険とは助け合いの制度だから、他の被用者保険と同様に加入者たちの保険税で運用されるべき、特定の人たちのために多額の税金投入は慎むべきだというものであります。一方で、国保法には社会保障の文言が盛り込まれている以上、公助で取り組むのは当然だ。かつては自営業者や農林水産業者が中心だったが、現状は被用者保険からあぶれた人たちのセーフティーネットになっていることも考慮すべきだと、繰り入れもやむを得ないという意見もあります。この賛否の分かれ目は、国保は他の保険と同じような助け合い制度か、それとも社会保障なのかの論点に集約されると思います。

町長は、現在の国保は助け合い制度と社会保障のどちらの色彩が強いと思われますか。また、都道府県化が実現されると一般会計からの繰り入れはないと言われていたのですが、実際はどうか。そして都道府県化までの間、町としては、健全な国保運営のためにどのようなことを優先的に取り組むべきだとお考えでしょうか。

さて、最後に介護保険について取り上げます。

今回の報告書では介護保険の制度から要支援者を切り離し、2015年度までに市町村の独自事業に移すという方向性が示されました。これに対して一部の自治体からは、財政力の差がそのままサービスの格差につながる。協力してくれる民間業者NPOやボランティアの確保が難しいという不安の声が上がっております。そこで、以下の点をお尋ねします。

笠松町の場合は、町単独で対応できる能力はあるのか。現行のサービスから低下するおそれはないのか。民間との協力や連携がしっかりとできるめどは立っているのか。以上のことについてお答え願いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

税と社会保障改革が主な論点であります。まず第1点に、消費増税についての町長の見解はどうかというお尋ねであります。昨年の8月に消費税率の引き上げを柱とした、いわゆる税と社会保障の一体改革の社会保障制度改革推進法が成立をして、今後、個別分野の改革をいろいろ具現化する作業というのは進められてくると思いますが、この推進法に書いてあるように、この附則の中で、経済状況の好転ということが条件となっているわけですが、現状ではGDPの年率を目安としている数字に近づいていることや、あるいは先般の2020年の

東京オリンピックの開催や、あるいは有識者による増税に関する集中検討会議においても、7割近い方が条件つきであるものの消費税増税の容認の意見が出ておりました。最終的にはこの10月初旬の総理の重大な判断によって決定をされていくものでありますが、国内だけではなくて国際的な見方、あるいは海外の見方にしても、私は日本の財政の再建というのは、これはいろんな会議の中で半ば国際公約にもなっている部分があると思います。そういう国際公約になっている中で、諸外国からの日本に対する見方というのは、やはり消費税というのは、他の先進国に比べて、日本はまだまだ低い税率であるから伸びる可能性があるんじゃないかと思われている部分もあるんじゃないかと思います。

そういうような海外からの見方や、いろいろなものを含めて、今後ふえ続ける社会保障費の対応や、あるいは今申し上げた財政再建や、そしてまた市場のいろいろな信用を考えれば、私は今の日本がこれから進んでいくためには、消費税率の増税というのはやむを得ないんじゃないかという思いであります。

ただ、今後、消費税の増税に当たっては、低所得者層の皆さんへの対策として、やはり軽減税率の導入というのは他の欧米諸国でも進められておるように、これを取り入れることは必要になってくるんじゃないかと思っておりますし、この年金、医療、介護、少子化対策、これに消費税の増税分を使うという社会保障財源化する中で、使途の透明化が必要になってくるものではないかと思っております。

その次に、消費税アップに伴う公共料金の対応についてであります。各種料金の値上げと時期はどうかという御質問であります。現在のところ、消費増税を予定どおり実施するかどうかは、先方の御質問にもあったように、多分これは10月1日の日銀短観の発表を踏まえて総理が最終判断をされるという状況であります。この笠松町も新年度の予算編成に当たっては、これは増税によって予算編成に影響があらわれることは必須であると思います。

ただ、この増税による各種公共料金につきましては、水道料金や、あるいは下水道料金などの条例等で消費税分を加算する旨の規定をしているものについては、これは加算する消費税率の改正が必要となってくると思います。また、質問にありました給食費などについては、これは材料代の増加が見込まれるために、学校給食センター等の運営委員会で協議をされて、これはまた二町教育委員会で引き上げについての御判断をされていくものではないかと思っております。

また、一方、法律や政令などに準じて条例で定められている戸籍関係の手数料などについては、これは法律や政令が改正されればそれに準じてまいると思います。また、それ以外の町のいろんな判断によって改定できる公共施設使用料などについては、これは消費税率が改定された場合には、原価計算を行うことや、あるいは関係する委員会等に諮問するなどをして料金改定の必要性を判断していきたいと思っております。その際、公共料金等の値上げというのは、やはり住民生活に大きな影響を及ぼすものと認識をしておりますので、この改定に際しては、

私は慎重に対応すべきものであると思っております。

いずれにいたしましても、消費増税分のタイミングにあわせて料金改定の検討を行い、また案がまとまり次第、議会の皆さんの意見も聞きながら総合的に判断をしてまいりたいと思っております。

その次に、国保の都道府県化が行われた場合、町の事務負担の影響についての御質問であります。社会保障制度改革国民会議がこの8月6日に政府に提出をされた、いわゆる社会保障改革の方向性を提言する報告書の中で、国保に係る財政運営の責任主体を都道府県にすべきとしておりますが、保険料の賦課徴収や、あるいは保険事業については、これは被保険者に近い位置にいる市町村が引き続き担うことが適切だとして、文献的な仕組みを目指すべきだとしておりますが、また県が標準的な保険料を決める役割を持つとしておりますが、市町村内の医療費や、あるいは収納率の高低による、最終的に市町村が税率を定める仕組みも検討されているところであります。

町の事務負担としてさほど変わらないと考えておりますが、強いて言えば、メリットとして国や県の負担金、そしてまた補助金のほか、高額医療費の共同事業などの保険者として処理しなければならぬ各種補助金の申請事務がなくなるということが想定をされます。

一方、この被保険者に対しては、町単独であれば繰越留保資金などによって保険料の引き上げの抑制が可能であったものが、都道府県化に伴って県全体で相殺をされて、町としての留保資金がなく、その都度、県が示す標準保険料の設定に伴って保険料の引き上げをしなければならないということが現在では想定されますが、これは私どもも全国の町村会において、さきに厚生労働大臣に対して国費の大幅な追加投入によって、さらなる財政基盤の強化を図って、いわゆる構造的な問題の抜本的な解決をすることを要請し、なおかつ都道府県保険者の実現に関しても、都道府県が柔軟にその調整機能を発揮することができる仕組みを構築するなど、将来にわたって持続可能な制度とすることを要請させていただきました。いずれにしてもこの問題は、今後地方団体間の中でもいろいろ話し合いが必要となってくる問題であります。

その次に、国保の広域化に関して、笠松町の保険税は現行と比べてどうなるかという御質問であります。これは、県が管内市町村の医療費水準を考慮して標準的な保険料率を設定した上で、それに基づき市町村が県に納めるべき分賦金を課して、市町村は、その保険料の収納率を考慮した上で個別の保険料を設定するという仕組みが想定をされておりますが、これは御説明したように当町の医療費水準を反映した保険税となると思われますが、これも先ほど申し上げましたとおり、今後のいろんな協議の場での対象となってくるものではないかと思っております。

その次に、現在の国保は助け合い制度か、あるいは社会保障のどちらの色彩が強いと思うかという御質問であります。

国民健康保険は、相互扶助共済の精神にのっとり、保険というシステムを活用した社会保障

制度であり、国民皆保険制度を維持している保険であります。御承知のように、以前にも保険税引き上げの激変緩和措置の繰り入れを実施したこともございましたが、現在の国保制度が保険システムによる独立採算を原則としており、その中でこうした財政的な構造問題の解決を図るべく、社会保障制度の改革が今進められようとしているものと考えております。

その次に、都道府県化が例えば実現されるとすると、一般会計からの繰り入れはなくなるのかという御質問であります。この一般会計の繰り入れについては、現在繰り入れられているルール分の話ではなくて、先ほどからお話がある保険料の値上げの激変緩和措置による繰り入れや、あるいは財政補填的な繰り入れであると思いますが、都道府県化された場合というのは、これは県が分賦金方式で市町村に割り当てられてくる額を町が保険料で徴収できない場合は、一般会計から捻出してでも割り当て額を納付しなければならないということになり、そういう意味では、町単独の保険者の場合の繰入金に相当することとなります。

そして、その次に都道府県化までの間、町として健全な国保運営のためにどんなことを優先的に取り組むべきかという御質問であります。この都道府県化に限らず笠松町の健全な国保運営を維持するためには、これは歳入面では保険税の適正かつ公正な賦課と徴収に努めるとともに、歳出面では、特定健診や特定保健指導などの保険事業の推進のほか、医療費適正化を進めなければならないと考えております。

何より町民の皆さん方全員に心身ともに健やかに過ごせるよう、健康寿命を延ばしていただく、いわゆる健康づくりを推進していかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、先ほどから申し上げているとおり、この国保改革についても、今後具体化に向けては詰めなければならない課題は多くて、そしてまた国民会議の報告書でも、地方との十分な協議が必要だと指摘をしております。厚労省においても、この平成24年の国保法の改正に至る過程で、これは地方団体と協議をした国保制度の基盤強化に関する国と地方との協議の場を再開して、地方との協議を進めて、国保改革の具体化に向けた検討がこれから進められていく見通しであります。

その次に、笠松町介護保険の問題であります。介護保険の中で、笠松町単独で対応できる能力はあるかということですが、国の社会保険制度改革案では、軽度者に対する予防給付を介護保険の保険給付事業から地域支援事業に移行する方向で検討がされておりますが、この予防給付の移行は、市町村の実情に合わせて平成27年度から3年間にかけて行われるものであります。これは介護保険から外すということではなくて、介護保険の中でサービスが提供されますが、いわゆる保険給付という形態から生活支援など多様な取り組みを進めながら、地域の実情に応じた効果的なサービスを提供できるような体系に見直すものであります。

国は、移行後も介護保険制度内でのサービス提供として、財源構成は現在と変更がないと言っております。また、生活支援など多様な取り組みを進めながら、町の実情に応じた効果的な



サービスを提供していくための体系づくりとして、地域包括ケアシステムを構築していくことを求めており、その中心となるのは、基礎的自治体としての市町村であるとしております。町としましても、今年度の実施予定であります日常生活圏域ニーズ調査によって、こうした流れを意識した地域課題を把握した上で、第6期の介護保険事業計画に盛り込み、必要な対応策を検討していきたいと考えております。

その次に、介護保険に対して現行のサービスから低下するおそれがないのかという御質問でもありますが、現在要支援1、2の認定を受けている方の主なサービス内容としては、通所介護や、あるいは訪問介護、そしてまた住宅改修、福祉用具の貸与となっており、保険給付事業から地域支援事業に移行されたとしても、介護保険事業者の体制整備状況等からいって、直ちに現行のサービスの低下を招くことではないと判断をしております。

しかしながら、今回の社会保障制度改革案では、地域支援事業の内容はさらに拡充され、新たな事業として再構築されていくものとされており、医療介護の連携の充実や、あるいは認知症施策の充実、生活支援の充実等が図られる予定と聞いており、町としましても、こうしたサービス拡充に向けた動きの中で、現行のサービスの低下を招かぬよう国の動向等を注視しながら対応していきたいと考えております。

そして、民間との協力や連携がしっかりとできるめどは立っているのかという御質問であります。この質問の趣旨は、地域支援事業が新たな事業として再構築される中で、特に国が意識する地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの中での民間協力、連携についての話と理解をしておりますが、この地域包括ケアシステムは、団塊の世代が全て後期高齢者となる10年先を見据えて、その構築を目指すものであり、住まいや生活支援といった幅広い範囲で自助、互助なども活用して支えていく仕組みであります。

そのために、今以上にボランティアや、あるいはNPOの協力が求められることとなります。また、異業種民間事業者によるサービス市場としての参入や、地域の事業者の協力連携も重要な要素となります。今後は、前段でお答えしましたように、これからのニーズ調査によって地域課題を把握することや、あるいは地域資源を効果的に活用するための方策を調査・研究し、より安定的なサービス提供に努めてまいりたいと思っております。以上でお答えとします。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

消費税に関しましては、本当にそれは私も商売をやっておる身からしますと、税率が上がれば消費が冷え込み、それによって幾つかの会社とか、あるいは自営業の方々が商売を畳まざるを得ない、そういった状況も十分考えられますが、それでもやはりここは何とか踏ん張って、みんなが痛みを分かち合わなければ、この国の将来はどうなるのか。そういった危機感を多く

の国民が有した上での決断だと思えます。

今、町長のお話にありましたように、今の状況によりますと、ほぼ来年度の値上げは確実であります。こうした中で公共料金の話が出ました。これからいろいろ検討しながら考えるということなのですが、中には先ほど申されたように、法律によって簡単に上げるという言い方はちょっと適切ではないかもしれませんが、料金もそのままスライドできるものもあると思えますが、例えば町民バスの場合、今現行100円ですよね。そういったものを値上げというか消費税分を上げると、それこそ数円単位のもが出てくる。そうした場合、おつりのやりとりとか、利用者の負担がかかると思うんですが、そうした点を踏まえたと、たとえ消費税が上がったとしても今の利用料金そのままのものも出てくる。そういったものも今のところ想定されていると理解してよろしいのでしょうか。そのあたり、今のお考えをお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほども答弁させていただきましたが、やはり多くの住民の皆さんの生活に影響を及ぼす話でありますから、そういうものを含めて、私は慎重にこれは対応していかなきゃならない問題だろうと思えますから、今のところバス料金は想定しておりませんが、そういうものを含めた中で慎重に対応すべきだと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） そうしますと、大体公共料金の手数料を含めて、そうした値上げのめどというか、いつぐらいに幾らぐらい上げるかということ町民の方に知らしめる時期についてはいつぐらいになるか。また、それはどのような形で公表されるのか。その都度公表されるのか、それとも例えば広報なんかに一覧表にして出されるのか、どういった方法を今考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは8%、10%の段階も含めて、私どもは消費税が上がってくるタイミングと同時に、今何回も申し上げましたが、住民生活に大きな影響を及ぼす公共料金に対しては、料金改定の検討はさせていただきますが、慎重に検討しながら、その検討がまとまり、方向が決まったときには、これはまず議会の皆さんを初め、多くの皆さんに御相談をし、体制を考えながら総合的に判断をしていく。それは8%のときなのか、10%のときなのか、これはまだもう少し、10月1日に総理が決定されるかどうかわかりませんが、消費税の値上げが決定された後に、私どもも具体的な対応を考えていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

できるだけ五月雨的というか、逐次的ではなく一括してそういったものをわかりやすくしていただく。多分税率改定がされた場合には、非常にこういった料金というのは直接住民に係ることですし、現場等も混乱されますので、そのあたりの配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、国保につきましてなんですけど、この後、長野議員のほうから質問がありますので、私のほうとしては大まかなことを簡単にお聞ひしたいと思ひます。

今の非常な御丁寧な答弁なんですけど、例えばこれが国保財政を立て直しのために、今後国としても都道府県化に力を入れるという話なんですけど、しかしながら、実際都道府県化が実行されても国保の財政というのは厳しいことには変わりない。その中で、状況によっては一般会計の繰り入れというのもやむを得ない。また、それでも足りない場合は、保険税の値上げということも当然視野に入ってくると思ひます。

しかし、私も最初の質問の中で述べさせていただきましたように、正直言って、今の国保の仕組みというか、体質自体が以前の自営業者とか農林水産業者というような方々のための保険というよりも、もはやセーフティーネットに近いようなことが実情ではないかと。そうした中、確かにこれからも徐々に一般会計の繰り入れをするということには、非常に大きな問題があるんですけど、かといって保険税を値上げしていくということになりますと、逆にそれが国税を圧迫する逆のスパイラルになるのではないかと懸念も抱いているわけなんです。

というのは、今の加入者の平均年収は100万を切っております。そこで消費増税が待ち受けている。さらに保険税の値上げが加わってくるとなると、保険税を払いたくても払えない方が当然ふえてくる。その結果、かえって未納者とか軽減措置を受ける人がふえてきて、結果的に国保財政そのものが悪化というまでにはいかないにしても、厳しい状況が続くのではないかと。ということがあるんですけど、その意味では、保険税の値上げも含めまして机上の数字で判断するのではなく、社会情勢とか将来的な展望も加味して慎重に決めていただくべき問題かと思ひますが、町長、そのあたりのことをもう一度答弁願ひたいと思ひます。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この国保のこれからの体制については、国保の都道府県化、保険者の都道府県化というのは言われておりますが、ただ、都道府県にしても、いわゆる今のままの体制の中で、コストを丸投げにして都道府県にしよわせるようなことは絶対受け入れられない話でありますから、制度設計をきちっとどういうふうにするかという問題や、あるいは国が、もっとも我々が町村会でも要望したように、国の大幅な資金の投入をしながら、将来にわたって持続可能な制度を、本当にこの際都道府県化するときには考えようということで、国もそういう本腰を入れつつあります。その条件として消費税も入っていることだと思ひます。

そういう中で、都道府県と市町村はどういう対応で国保をしたらいいかということは、先ほ

ども申し上げたように、地方、都道府県、そして市町村、いわゆる地方間のいろんな協議をいうものをもっともっと詰めて入ってくる問題でもあります。これは国と地方との協議というものを進めていきたいということをおっしゃっていますから、これから今議員が言われたようないろんな問題、国保の制度の問題も含めてどんどん新たな問題が出てくると思います。それを我々が将来に見据えて、しかも消費税を増税する一つの大きな柱として、国民生活の安定を含めた国保問題に対して体制づくりをしていくことが大事だと思いますから、そういうことを今進めつつ、町村会でも話をしているようでもありますから、これからまたいろんな皆さんの御意見を聞きながら、新たな制度に向けて、それがやはり市町村にとっても、被保険者にとっても本当に安心して過ごしていけるようなシステムになるように努力をしていきたいというのが今の現状であります。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

本来ならこういった話は市町村単位で考えたところでどうしようもないという言い方は失礼なんです、なかなかちがいが分からないと思うんですが、幸いにも、うちの町長は県の町村会長でございます。そういった意味では、ぜひとも今言われたことをそういった公の場で、県はもちろんのこと国に対してもどんどん言っていただき、町村の立場を、そしてまた加入者の目線から立って意見を言って、少しでもよい国保の立て直し、改革に尽力していただきたいと思えます。

それで、介護保険についてお話を進めたいと思うんですが、私、この要支援の話というのは、要は国はいかにも大義名分を掲げて財政的な支援はするからという話なんです、でも実際のところ、客観的に見た場合、これは要するに介護保険の一部を市町村に丸投げして、おまえらでやれよと、そういったような意図がうかがえるのではないかと、そんなような気がします。

そして、今介護が一番難しい問題というのは、いわゆる人手不足だと思います。その人手不足の要因というのは、私も知り合いでそういった介護の仕事をしている方がいますが、その人たちによると重労働の割には非常に賃金が低いと、それでなかなかいい人材が寄りつかない。例えいい人材が入っても、よその事業者とか施設ができれば、そちらの給料が高ければ、そちらへ移行してしまう。そうしたことで、どこも人材確保に苦労している。

そういった意味では、これから市町村単位にどんどんなってくると、地域によっては人材確保が非常に難しくなってきた、もしかしたら自治体から独自の補助金制度みたいなものを出さなきゃいけないような、そういった時代も十分考えられると思うんですが、要支援が市町村に移管されるというのは、新たな町において人材確保とか財政的な負担になるというように私自身は思うのですが、これ、町長はどのように今お考えでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いろんな介護保険の中で、今言われたように要支援1、2を介護保険から外すことに対しては、いろんな誤解もあるんじゃないかと思いますが、今言われたように介護保険制度から外すわけではないんですが、実際に地域支援事業として今行われている事業の中に組み込んでやってきている。いわゆる地域支援事業というのは、介護保険の保険料の中の何%をそこへ持っていく事業で現にやっているわけでありますが、そういう事業というのは、事業自身は国や公共団体の支援と保険者のお金とでなっているわけでありますから、今言われたように、全くそれが市町村にしわ寄せが来たり、あるいは保険者にしわ寄せが来るような内容ではないと思っております。

ただ、今言われたいろんな介護を囲む環境というのは、非常に人材育成からしても、いろんなところからしても厳しいものがありますが、今の笠松町の状況の中では、それがうまく対応できるように進められるようにいけるんじゃないかと思いますが、先ほども申し上げましたように、ニーズ調査をした中でそれぞれのニーズが把握されてくれば、それなりの我々の対応ができるんじゃないかと思っております。

そしてまた、先ほど申し上げたように、10年後には今の団塊の世代の皆さんが全て後期高齢者になる時代でありますから、今のうちに予防事業を徹底していくことが、将来の介護保険の安定化にもつながる大きな事業でありますから、今この10年間の間にこういうことの体制づくりをして介護予防を進めていく、そういう流れを今つくっているんじゃないかと思っております。そういう流れの中で、我々も地域支援事業を研究しながら、1次予防、2次予防を含めて対応策を考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

まさに国も地方も、介護を含めた社会保障の問題に対しては一層力を入れて取り組まなければいけない。しかしながら、高齢化社会はどんどん進む、少子化が進むと。これはやっぱりもうどうしようもないというか、本当に厳しい時代が待っている。これは避けては通れないと思うんです。

その意味におきまして、この社会保障制度を成功させるには、やはり行政とか政治家が一生懸命投げかけるだけではなく、まず笠松町においては、住民の方々一人一人が医療費の削減とか、あるいはみずからの健康診断の受診率アップとか、健康増進に力を入れていただく、そういった協力も必要ではないかと思いますが、最後に、町としては、どのようにこれから町民の方に社会保障制度の改革を含めた施策への理解や協力を求めていくかをお答え願いたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、古田議員が質問で言われたとおりであります。やはり高齢者の皆さんの介護予防というのは、これから一番大事になってくると思いますし、またそのために我々は情報提供や、あるいは地域ボランティア活動等をいろいろ活用した予防対策事業というのは、もっともっと町民の皆さんが一つになって進んでいくことが大事ではないかと思えます。そういう場の提供や運営というのを町や社協が率先してそういう姿勢をとっていく。そういうことから、この地域支援事業がより効果的に回っていくものではないかと思えますので、そういうことを含めた対応を、これからもっともっと介護保険に関しては意識を新たにして進んでいく必要があると思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） どうもありがとうございます。

非常に厳しい問題ではございますが、今後とも行政、議会が一丸となってこの問題に取り組んでいきたいと思ひ、今回の質問を閉じさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

2つの項目で、下羽栗校区の交通安全対策についてと、下羽栗小学校の施設整備について質問させていただきます。

1点目に通学路における信号機の設置についてと、2点目に通学路における危険箇所のカラー舗装について質問させていただきます。

下羽栗校区の県道下中屋笠松線は、朝夕の通勤通学時間はもとより、非常に交通量が多い道路でもあります。主要交差点3カ所には、信号機が設置されていますが、道路形状や交通量の関係などから、全てが通学路として横断可能な状況ではありません。そうしたことから、現在までに円城寺、中野及び米野に押しボタン式の信号が設置され、通学路として児童・生徒が横断していますが、信号機のない横断歩道で通学路となっているところでは、保護者の見守りのもとに児童・生徒が横断しているのが現状となっています。

そこでお尋ねします。

このような状況から、信号機設置の要望もあると聞いておりますが、通学時など、安全対策を確保するため、江川区域を初めとする通学路として危険箇所のある県道下中屋笠松線に信号機の設置ができないかと考えますが、町長のお考えをお尋ねします。

引き続き、通学路等における危険箇所のカラー舗装についてお尋ねします。

通学路の安全確保については、学校、父兄、地元、そして警察や役場等の行政が一体となって取り組まれておられ、幸い近年、下羽栗校下通学路での大きな事故については聞き及んでおりません。しかしながら、今後も児童の安全を確保するためには、通学路の危険箇所について安全対策を講じることが大切であると考えます。

その中でカラー舗装は、自動車運転手に対してより一層の注意を促すことができ、効果的であると思いますが、下羽栗小学校区における通学路でのカラー舗装の現在までの実績はどのようになっていますか。また、将来の計画はどのようになっているかをお聞かせください。

カラー舗装の関連でもう1点、危険な交差点に関する安全対策についてお尋ねします。

米野地内のピアゴ北西交差点においては、車同士の出会い頭事故が後を絶たず、ことしは7月と8月と立て続けに発生し、8月の事故にあっては昼間の事故で、運転者が救急車で病院に搬送される人身事故でした。また、先日バイクと軽自動車が夜間に追突事故があったと聞いております。この交差点については、以前から危険交差点として事故が発生するとともに、町において各種交通安全対策が施されてきましたが、事故は全くなくなり、これまでの対策の効果が発揮されていないのではないかとおぼろげに思われます。

先般、岐南町において、羽島用水のパイプラインとの交差点部にカラー舗装が施され、赤の色だったんですが、私もはっとしたところで、運転者の視覚に訴える力は強いものだと実感しました。つきましては、この危険な交差点において、カラー舗装による交通安全対策を実施されたらどうかと提案させていただきますが、町長さんのお考えをお聞かせください。

また、ここなんですが、「止まれ」の白線が薄れていて全くどちらがとまっていいいのかも不透明になっているので、その点もどうお考えかお聞かせください。

2点目に、下羽栗小学校の施設整備について。

1. 洋式トイレ設置の進捗状況についてお尋ねします。

下羽栗小学校の2、3階西トイレを全面改修され、和式便器から洋式便器化を進められていますが、現時点で便器全体における洋便器の割合を教えてください。また、下羽栗小学校では、今回の改修で洋式化が十分進んだとお考えか、お尋ねします。

2点目、プールと更衣室周辺の整備についてお尋ねします。今年度、下羽栗小学校では、第1、第2音楽室の床マットの張りかえ、放送設備や電話設備の改修を行ったと聞いています。さきに質問しましたトイレの改修などを含め、確かに校舎側の設備はここ数年で非常によくなったと感じていますが、その反面、先日児童の保護者の方から、プールのトイレや更衣室周辺が汚いとお話を聞きました。プールは昭和54年につくられたそうですが、校舎が新しくなった分、プールの古さが目立つようになったと思うのですが、今後プールをどう維持されていくつもりか、町長さんのお考えを教えてください。

3点目に、下羽栗体育館の冷房設置についてお尋ねします。

笠松町では、他市町村に先駆けて小・中学校の各教室に冷暖房設備が備えられ、非常によい学習環境だと感じているところですが、現在、建設中の笠松中学校の体育館や笠松小学校の講堂には冷暖房設備があります。

下羽栗小学校では、私たちの時代よりかがやき集会というものがあり、体育館で発表の場があります。1階で生徒たちが発表をして、2階で父兄が見られるとのことですが、その様子を聞くと鼻血を出している子がいたり、またぐったりしている子がいたりして、とにかく熱中症にならないか心配です。何とかしてほしいと要望をいただきました。そして、先生は暑いから渡り廊下にいるそうです。

今後、毎年毎年地球温暖化により猛暑日が続くと予想されますので、また災害時の避難所になる重要な体育館ですから、下羽栗小学校の体育館にも冷房設備を入れてもらえるといいと思うのですが、町長さんの考えを教えてください。

また、今後文部科学省が関係省庁と連携のもと、学校施設への太陽光発電の導入を積極的に進めるとお聞きしています。現在、太陽光発電で体育館の冷房を行っているところはないと聞いておりますが、他市町村に先駆けて下羽栗小学校の太陽光発電による冷房設備の導入を進めてもらいたいと思いますが、町長さんのお考えを教えてください。

これにて第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

5番 田島清美議員の答弁をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

まず第1に、学校の通学路の安全対策の中で、江川区域を初めとする通学路の危険箇所にある信号機の設置についての御質問であります。

議員から御指摘のあった県道下中屋笠松線は町の主要道路であり、通勤・通学時に交通量が大変多いことは承知しております。このことに関しては、昨年の7月に教育委員会や学校、そしてまた道路管理者や、そしてまた警察署と共同して実施をしました通学路の安全点検において、江川区域での県道横断は危険ではないかという、これは教育委員会からのいろんな御指摘もあって、信号機の設置等の対策に対しては必要ではないかという意見が出されておりました。

その際に、私どもも警察署より、これは東側がカーブしている道路形状では信号機の設置は



難しいという回答があって、警察署からは通学路の変更についての提案がありましたが、早期の対応としては、教育委員会が事業主体となって保護者の見守り強化ということで、安全を確保することで公表して進められております。

また、これからの長期の対応として、この県道については、江川区域のみならず円城寺区域など、ほかの下羽栗地域からも信号機設置等の交通安全施設整備の要望もあることでもありますので、地域における総合的な安全空間の確保になるように、この道路の道路管理者である県、そしてまた信号機の設置者である県の公安委員会に対して、私どもからも岐阜羽島署を通じて、今後信号機の設置についての要望を強く行ってまいりたいと思っております。

その次に、カラー舗装についての御質問がありましたが、下羽栗校区の通学路のカラー舗装というのは、下羽栗会館の坂路及び円城寺地内、そしてまた野垣理容店の東横断歩道の前後の部分に施工をしております。また、平成24年度に実施をされた通学路の交通安全総点検において、補修対策の指摘をされた2カ所の修繕を今年度計画させていただいております。

そして次に、米野地内の御指摘の交差点についてであります。当町もここが事故が非常に多い交差点として認識をしておりますが、過去において、私どもも道路の反射鏡や減速マークや、あるいは注意喚起の表示板や交差点びょうの設置など、ありとあらゆる安全対策を講じてまいりました。しかしながら、事故は皆無とはならず、今年度も先ほど御質問があったように大きな事故が発生したところであります。

つきましては、残された方法は少ないと思っておりますが、事故が少しでも減る安全対策について、先ほどの「止まれ」のラインも含めて、現在警察と協議中でありますので、このことは早急に対応していきたいと思っております。

その次に、下羽栗小学校の洋式トイレの御質問であります。下羽栗小学校の児童用トイレにおいては、この平成22年度に校舎の東側トイレの改修を行い、今年度は下羽栗小学校整備基金を活用して西側トイレの改修を行いました。これによって児童用の大便器全体のうち73%が洋式となっており、笠松町内の他の小・中学校と比較をして、下羽栗小学校の児童用トイレについては十分に進んでいると考えております。

その次に、プール周辺、更衣室等周辺整備についての御質問であります。下羽栗小学校のプールは昭和54年度に整備をされて34年が経過をしており、かなり古くなってはきておりますが、トイレや更衣室については、学校の児童や先生方が代々しっかりと掃除をいただいているおかげで、古いながらもきれいな状況を維持しているものと考えております。

私も先日、そのプールやプールの内部を見せていただきましたが、そのような感をしております。しかし、施設全体を見てみますと、年々補修が必要な箇所がふえつつあるのも現実でありますし、プールの使用に支障のある箇所が見つかった場合には早急に対応するとともに、大規模な改修については、学校施設の整備優先順位や、あるいは町の財政状況等を勘案しながら、

この実施時期については検討をしていきたいと思っております。

その次に、下羽栗小学校体育館の冷房設備の問題と、それを太陽光発電等によって導入できないかという御質問であります。

この下羽栗小学校体育館への冷房設備の設置については、昨年度、私どもは国庫補助金を活用して耐震補強工事が実施されたばかりでありますから、その施設を大規模改修するということは補助金の規定上困難であることと、もう1つ、ことしの夏も非常に暑い日がありましたが、学校側も集会時には1、2階の窓と1階の窓をあけたり、それでも暑い場合は天井の換気口を回すなど、暑さ対策はもちろんのこと、できるだけ長時間の利用にならないよう配慮をいただいております。引き続き暑い時期の授業や集会などで体育館を使用する際には、気温や児童の様子に注意していただくようお願いすることで対処したいと思っております。

なお、参考までに申し上げますと、太陽光発電設備を既存の校舎屋上や、あるいは体育館の屋根に設置しようとした場合、発電できる容量というのは照明用レベルのものでありますので、太陽光パネルを設置するスペースを考えると、太陽光発電による体育館の冷房は難しいものと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） ほぼ前向きな答弁をいただいたようで、ありがとうございます。

まず交通安全対策についてですが、江川区域のところなんですけど、やっぱりあそこはカーブになっていて、私も通っているんですけど、どうしても子供たちが待っていて、とまる車というのは、やっぱりカーブがあるんで、ずっとそのまま行ってしまうんですね。だから、どうしても子供たちが待ちぼうけになってしまうというようなこともありますし、あそこは保育所の送り迎えの人たちも自転車や車なんかでも一番よく使われるところなんで、ぜひ米野にも1個点滅がありますけど、結構そこから中野までかなりの距離なんで、きょう江川の町内会長さんも見えていますが、下羽栗小学校PTAとか、子どもを守る会の方々、また交通安全協会の下羽栗地区の副支部長の方と設置要望書というのが、これは伏屋先生と一緒に行かれたそうなんですけど、地元の安田議員も私のほうも聞いておりますので、ぜひここだけは早急に、押しボタン式だったら、そんなに交通の妨げにはならないと思うので、なるべく早急にさせていただくようによろしく願いいたします。

やってくれると言いましたよね。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） あそこの横断歩道の信号機の設置については、これは今言われたように地元の町内会長さんからもお話は聞いていることでありますし、現場を見てもカーブがありますが、やっぱりあそこは横断歩道から東側を見ても道路敷地が広くとってあって、決して将来

にわたってあそこに家が建つわけじゃないですから、見通しが悪いわけではない部分もあるんですよね。そういう意味でこれからまだまだ人口がふえる地域でもありますから、横断については県当局や公安委員会、そして警察署を通じて要望していきたいと思います。

これはやはり今言われたように、多くの皆さんの声が結集してもっともっと強く要望していく必要もありますし、笠松町においては、今信号機の設置を強く要望している。もう4年、5年前から設置を要望している地域があります。それを今最優先にはしておりますが、交通安全を含めた江川の信号に関しては、今言ったように町内会、あるいは公安委員会に対して、みんなと一緒にした要望の対応を進めていくことによって理解が深まるのではないかと思います。ただ、カーブだけの理由ではないと思いますから、そういうことも念頭に入れながら対応を進めていただければありがたいと思っています。

[5番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 引き続き強く、みなと公園のところの信号機設置というのも昔から要望されて、なかなか信号機をつけるというのは、こんなに大変なのかなあと。私も十何年議員をやっていますが、本当に交通事故で人が死なないとつけてもらえないんですね。

例えば停止線一つをとっても、本当に町長の名前の要望書を持って行って、町内会長さんに要望書を持って行って、2回羽島署に足を運んで、20年ぐらい停止線で「止まれ」というのがつかなくて、その前から役場のほうでは電信棒にくるくる光るような反射鏡みたいなものをつけてもらったり、看板もつけてもらったりとか努力してもらっていたんですが、それは松枝地域なんですけど、要望をもらって一緒に行って、町長宛ての要望書を持って、やっと8カ月後に「止まれ」という白線がついたということもありますので、やはり町長さんの力というのは大きいなと思っていますので、ぜひ前向きによろしくお願いします。

あと、ちょっと安田議員のほうから聞いたんですが、円城寺でよくまた田んぼなんかには車が落ちるところがあるんですけど、そこも信号機の設置の要望も出ているというふうに、それは町宛てに出しているわけじゃなくて、子どもを守る会のほうから出ているらしいんですが、その辺はどうお考えになっているか、ちょっとだけ教えてください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほども言いましたように、今の米野のピアゴのところとか、円城寺の場所とか、今確かに要望は聞いていますから、そのことも含めて信号機の設置については、現在申し上げましたように警察署と鋭意協議をさせていただいております。

ただ、羽島署がどうのこうののではない問題でありますから、羽島署から県の公安委員会へ要望させていただいておるのも事実でありますから、県下全体の優先順位や財政的な問題から判断をしている部分があるようでもありますから、やはりもっともっと大きな声でお願いすることは大

事だと思いますから、それだけは我々の仕事として進めていきたいと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 引き続き米野のカラー舗装のところも前向きにやっていただけるということなので、町のほうはいろんな議員の方からも要望があって、やれることは全部やっただいていると思っておりますので、そのことはよくわかっています。それでもやっぱりどうしても同じ幅の道路だと、近所の方はわかっているんですが、遠方から来られた方なんかは自分が優先だと思い込んで、しょっちゅうあの辺は事故があるんです。やっぱり子供たちもそこを通られるもんで、今まで子供たちが通学のときに巻き込まれなかったのは幸いで、本当にその周辺の家のブロック壁も毎回毎回色が変わっていて、そんな状況なので、愛知県側なんかは減速するようにぼこぼことなっているようなものもありますから、そういったものを岐阜県のほうも取り入れてもらうとか、そういったことも要望していただいて、今後もこのところをよろしく願います。

あと、下羽栗小学校のトイレの洋式化が73%ということで、先日、私も町長さんが見られた後に奥村課長さんをお願いして体育館のほうとプールのほうと、そして洋式トイレ、最近できたばかりのところを見せていただきました。手すりもついているところもありますし、また男性用のトイレの下の床のところが、掃除がしやすいようにツートンに分かれていて大変きれいになっていると思います。

あと、そのところで、松枝小学校とか笠松小学校なんかはどのような進捗になっているのかなあというのでも聞きたいので、ちょっと教えてください。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） それではお答えをさせていただきます。

笠松小学校と松枝小学校の洋式化率でございますが、笠松小学校が46.2%、それから松枝小学校が51.1%でございます。

[5番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 何か下羽栗小学校のほうはかなり優先にやっただいているように思います。ありがとうございます。松枝小学校のほうが人数が多いので、洋式トイレのほうなんですが、松枝小学校のほうもよろしく願います。

あとプールの更衣室の周辺の整備について、広江町長が見に行かれまして、衛生面もしっかりされているし、昭和54年につくられた割には学校の先生や父兄の方や子供たちが掃除されているから、衛生面としてはきれいに思われたと言われましたよね。私も見に行って、見た感じなんですが、やはり古いもんですから、ほかの校舎がだんだんきれいになっていくんで、どう

しても古さが目立つんですね。

特にグレーの鉄骨で、壁は鉄骨のままで、ロッカーもグレーでちょっと暗い感じなんですね。衛生的には割ときれいといえはきれいだったんであれなんですけど、トイレのところが女性のほうなんですけど、鍵がかえないところもあるというふうに聞いているもので、ぜひちょっとそのところをまた確認していただいて、私も1カ所だけ見ただけで、全部入ってやっていないんでちょっとあれなんですけど、見ていただきたいというのと、あと便器がちょっと茶色になっているんですね。自分が用を足したときに何かちょっと間違えられるような感じの色がついているんで、多分子供たちは我慢して余りトイレに入らないんじゃないかなと思うんで、できましたらその辺もちょっと整備していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これに関してなんですけど、具体的にどこからどこまでどういった整備をされるというのをちょっと明確に教えていただいているんですが、今時点でちょっとわかるところだけ教えてください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われた中で、プール自身の外観や更衣室の中の状況というのは、確かに古さから外観が剥げたりいろいろしている部分はありますね。これは今の校舎と一緒にようにきれいに塗装すれば本当にきれに見えるプールになると思います。物自身は何も悪くなっていませんから、そういうことはこれから計画的にまた考えなきゃならんこと。

そしてまた更衣室の雰囲気も、いわゆるコンクリートのまんまですから暗い感じなんですよ、実際。けど、着がえをしたり、現実には何の支障もないプールであります。それは三十何年間、皆さんが使ってこられて整備をされている。けど、そういう気持ちになるような環境であれば、それはまた何かの方法を考えなきゃあかんと思いますが、今すぐそれを手当てして、予算化をしてやることはまだ今考えていませんが、そういう環境整備に関しては、またこれから予算化をしながら考えていく一つのものとして取り上げさせていただければと思っておりますが、いつやるかは、まだ全体のプールは3校ありますから、3校のプールやいろんなことをまた懸案に入れながら、皆さんの使い勝手のいいプールになるように努力をしていきたいと思っています。

〔5番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 今すぐにというわけじゃないと言われたので、なるべく子供たちが水泳に行きたいと思うように、内装のほうも徐々にやっていっていただきたいと思います。

あと冷房設置についてなんですけど、太陽光発電の補助では照明レベルぐらいで、冷房のほうは賄えないというふうで却下されたんですけど、このかがやき集会のことについて、教育長さんがせっかく見えているんでちょっと教えていただきたいんですけど、これは暑い時期にやらな

ければいけないものなのか。また、やはり今猛暑で熱いですよね。運動していなくても塩分をとらないと、それこそ熱中症になって倒れたというふうになると本当に問題だと思うんです、今、幸いなからいいものの。近くに総合会館もあるんですけど、そこは冷房もつきますし、親さんも快適に見ていただけたらと思うんです。これは私たちの時代からかがやき集会というのはやっています、そういったことで工夫をしていただきたいなあと思うんです。それを今年度の状況はどうだったかということと、やっぱり親さんが心配をされて、本当に鼻血を出したり、ぐたっとしている子がいるし、自分たちも2階から見ているんですけど、集中できないわというような意見もあるんで、今後たまたま今年が猛暑だったというわけじゃないですよね。これからもう地球温暖化がどんどん進んで、今は体育館に冷房がついているところなんかはないというふうですが、私たちの時代は小学校の教室に冷房がついていることはなかったんですよね。それが今は冷房をつけるように変わってきているもので、やっぱりこういった地球環境の変化というのに合わせてやっていかなきゃいけないと思うんですが、ちょっとその辺だけよろしくをお願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 要望だけど、教育長に伝えていただくと。

○5番（田島清美君） 「かがやき集会」のとき、例えば7月、8月にやらなければならないのかなということですね。要は夏の期間ですね。

○町長（広江正明君） 教育長から一言。

○教育長（宮脇恭顯君） 下羽栗小学校でかがやき集会というのは、子供たちの縦の学年をつなぐ活動として長年継続されておりますし、それから子供たちの教育活動にとっては、本当に充実した、鼓笛とともに学校の教育活動になっているというふうに判断しています。これは各学年が、各学級が担当しながら、約月1回ずつそれぞれの担当の学年、順番が回ってきたときに自分たちの誇りに思う活動というのを全校で紹介しながら、学校の士気を高めていくという活動でございまして、夏にあえて打たなければならないものであるという、そんな必然性はありません。

ただし、体育館というのは、夏の暑さよりももっと冬の寒さのほうが厳しゅうございまして、冬にまたこれ実施することも工夫しなきゃならないことになってはいますが、できるだけ私の思いとしては、年間順番に各学年、各学級が自分たちの位置を確認しながら発表する機会を設けて、準備をして、全校に自分たちのよさをアピールする機会というのをきちんと保障してやりたいというふうに思っています。

したがって、学校のほうには鼻血を出してぐったりしている子供がいたというような事実であったり、先生はそのとき廊下に立っていて中にはいないと、こういった事実については、私のほうでもう一度確認をして、そういった状況であれば、適切に学校に指導をしていきたい

と思っています。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） せっかくこういった小学校の各クラスの発表の場でもありますし、親さんたちもその発表の場を見るのは大変楽しみにされていると思いますので、たまたまそのときに先生が廊下のところをこうやって、ほかの親さんがおくれてみえる方も見えるんで、気にしながらやられていたかもわかりませんが、ぜひすぐそばには総合会館もありますので、そういったところを使って、なるべく子供たちも先生たちも楽しく、また快適に活動できるようによろしくお願いいたします。

あと済みません、松枝小学校のほうの体育館というのはどういうふうになっているか、ちょっとそれだけ教えてもらえませんか。笠松小学校は講堂というふうだから、昭和の時代から冷暖房が完備していると聞いたんですけど、松枝小学校のところはどうなっているか、ちょっとそれだけ教えていただきたい。

○議長（岡田文雄君） 講堂と体育館の違いを聞きたいわけ、それとも。

○5番（田島清美君） 松枝小学校の体育館でも、ちょっと下羽栗小学校だけという形で偏り過ぎてしまったので、ちょっと。

○議長（岡田文雄君） 松枝小学校の体育館が冷房がついているかですね。

堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） お答えします。

松枝小学校も下羽栗小学校と同様に冷暖房設備はございません。

[5番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 松枝小学校もないということで、松枝小学校のほうではかがやき集会等をやられているわけじゃないですが、やはりあそこは住民の避難所にもなるということで、この地域は本当に大きな災害もないので、体育館で避難するということがないんですが、今後東南海地震もありますし、どういったことで体育館が必要になってくるかもわかりませんが、先日台風の時でも、家にいても冷房を入れないともう暑くていられないですね。あれが本当にもし避難所で、先日一般質問をさせていただいて、マットとかも買っていただいて、何かあったときには床で寝ることなくマットで寝られるように、本当に笠松の町役場の方々には大変お世話になっておりますけれども、今後とも避難所という観点も入れていただいて、ほかかやっていないからというんじゃなくて、どこよりも先駆けてやっているぞというようなふうにしていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

まず国民健康保険についてです。

笠松町の国民健康保険の平成24年度平均では、加入世帯は3,409世帯、人数は6,415人で、1人当たりの国民健康保険税は、一般被保険者は1世帯当たり12万3,826円で、資格証明書の発行は、年度当初では115世帯222人、短期保険証の発行は180世帯で375人とお聞きしました。

国民健康保険は、憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」というこの25条に基づいて、国民皆保険として医療費全体の50%を国庫負担で賄っていましたが、国保総収入に占める国庫支出の割合は、昭和55年57.5%、昭和59年49.8%、昭和60年46.0%、平成2年38.0%、平成7年36.4%、平成12年34.9%、平成17年30.6%、平成22年25.6%、平成23年25.1%と国の負担を減らしてきています。

また、社会保障制度改革推進法が今年の8月10日、民主、自民、公明の3党合意で成立しました。その第6条の医療保険制度では、医療保険制度に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとなっており、国民皆保険の堅持という言葉が消えています。原則という言葉は、例外もあり得るということで、保険料を払えない人の排除や高額所得者などは公的保険を抜けて民間保険で備えるという道も可能にし、また保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ることとしており、医療保険のきく療養の範囲を切り縮め、保険以外の療養は自己負担という混合診療の解禁ももくろまれた内容になっています。これは社会保障への国民の権利と国の責任を棚上げにし、社会保障を自助、自立に矮小化するものであり、国民相互の負担による共助の制度へねじ曲げるものだと考えます。このような策動について、町長のお考えをお尋ねします。

次に、国保加入世帯の7割は、非正規労働者を初めとする被用者と、年金生活者などの無職者だと言われます。そして、国保加入世帯の平均所得は2010年度で14万6,000円です。所得が下落するのに反比例して国保税が上がり、滞納者や無保険者がふえてきていると思います。当町の平成24年度末の資格証明書の発行は111世帯204人、短期保険証の発行が197世帯420人であったとお聞きしました。平成24年度では、資格証明書と短期保険証の発行では、年度内ではどのような取り組みが行われ、資格証明書の発行が115世帯222人から111世帯204人に、短期保険証の発行は180世帯375人から197世帯420人になったのかお尋ねします。

この人数には、医療費無料化の対象となる中学生までの子供はカウントされず、保険証は発行されていると思いますが、間違いがないでしょうか、お尋ねします。

次に、今年度4月1日施行となりました笠松町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取



り扱い要綱についてですが、これは国が指示をし、皆さんの強い要望の窓口負担に低所得者に対して援助していくためにつくられたものであると聞いておりますが、この医療費の窓口負担を減免するための要綱だと思いますが、どのような方に適用でき、どのような手続で実現できるのか、具体的に説明をお願いします。この施策についての周知や活用はどのようにされているのか、お尋ねします。

次に、国民健康保険の都道府県単位化、広域化については、これは中曽根内閣の時代、1982年7月の第2次臨時行政調査会第三次答申で、1. 医療費の適正化、医療費総額の抑制。2. 医療保険制度の合理化。3. 軽微な医療には受益者負担を求める。4. 国民健康保険制度は広域化等保険制度としての安定化を図る。5. 医療供給の合理化などが打ち出され、翌年1983年2月から老人医療の有料化が始まりました。

こんな時代背景の中で、もう既に現在の道が開かれつつあったと思いますが、このときの答申がベースとなり、小泉構造改革の中で方針化されました。所得割の計算方式を統一するために、旧ただし書き方式に統一されました。岐阜県でも、昨年岐阜市がこの方式に変わり、岐阜県下42市町村が全部ただし書き方式になりました。そして第180回通常国会で成立した国民健康保険法の改定で、2006年に導入した保険財政共同安定化事業を1件30万円以上から、1円以上を対象とし、平成15年からということですが、これで保険財政問題の都道府県化、単位化になるのではないのでしょうか。

問題点は、1つ、国民の命に対する国の責任放棄です。そして2つ目には、国民健康保険の財政問題は、現状以上にもっと悪化すると思われれます。また、3つ目には、町村でこそ住民の声や生活の実態が反映する考慮がされて今日までに至っています。それが大変なことになるのではと思っておりますが、町長は国民健康保険の都道府県単位化についてどのように考えておられるのかお尋ねします。笠松町の国民健康保険税の来年度への見通しについてもどのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、介護保険の現状についてです。

昨年の4月の介護保険法の改正で、生活援助の時間短縮などの利用制限、基本報酬の大幅な引き下げ、たん吸引など介護職員による医療行為容認など、事務所とそこで働く職員にとって重大な影響をもたらすものでした。地域支援事業に介護予防、日常生活支援総合事業が加わり、この事業は市町村の判断で要支援1、2の人を介護保険から外して、NPOやボランティアなど、多様な担い手を活用して行う配食、見守りなどのサービスに移しかえることができるようになったということですが、当町もこの方向に向かっているように思えますが、介護認定で要介護1から要支援に引き下げたり、要支援を介護保険から外す方向であるのかどうかをお尋ねすると同時に、実際に要介護1の人が再認定の中で要支援に引き下げられる状況があると思っておりますが、現在どのようになっているのかお尋ねします。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡田文雄君） では、一般質問の途中ですが、1時半まで休憩したいと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 再開前に川島議員からおかれてくるという旨の連絡が入りましたので、よろしく願いします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

答弁の前に、10番 長野議員の訂正がありますので、質問に対して訂正をよろしく願いします。

○10番（長野恒美君） 済みませんでした。訂正させていただきます。

まず1つは、国保の加入世帯の平均所得ですが、2010年度、年間14万と言ったそうですので、141万6,000円でございますので、よろしく願いいたします。

それから2つ目は、国保の広域化の項目の中で、30万円から1円以上を対象にする年度ですが、2015年からということですので、平成15年と言いましたので、その2つを訂正させていただきます。よろしく願いします。

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの御質問に対してお答えしたいと思います。

まず、大きくくりで国民健康保険についての中で、今後の社会保障制度改革推進法によって、社会保障制度の動きについての考え方を聞かれたわけではありますが、社会保険制度改革推進法での医療保険制度に関する条文で、御質問の中にあつたように、原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、その他必要な改革を行うものとする明記されている趣旨についてであります。これは今後の多様ないろんな医療のニーズに応えるべく、所要の規定整備をしたものと思われませんが、この皆保険制度については、いわゆる社会保障制度の根幹をなすものと言えるものでありますので、国民会議の社会保障制度の方向性を提言する報告書で、国民皆保険制度の意義や、あるいは国や地方が共同して支える社会保険制度改革の方針が示させているわけでありますから、今後も国民皆保険制度は堅持をされていくと考えております。

また、医療保険制度については、財政基盤の安定化や、あるいは保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、そしてまた保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ることとある条文については、これを受けて国民会議からの提言になっているものと思われませんが、どのよ

うな見直しが行われるかはまだ不確定であり、今後国と地方で共同して制度改革を進める上で議論されていくことではないかと思えます。

その次に、国保の都道府県化についての、町長はどのように考えるかという御質問であります。これは議員御指摘のとおり社会保障制度改革国民会議の社会保障改革の方向性を提言する報告書によるところでは、国保に係る財政運営の責任の主体を都道府県とするとされておりますが、これは医療計画の策定者である都道府県が、これまで以上に地域の医療提供体制に係る責任を積極的かつ主体的に果たすことができるよう、都道府県の役割拡大を具体的に検討すべきだとした上で、効率的な医療提供体制への改革を実効あらしめる観点から、都道府県が地域医療の提供水準と、標準的な保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討することを可能とする体制を実現すべきだとして、国保の財政運営の責任を担う主体を都道府県にすべきだとして提言されたと思っております。

先ほど古田議員の質問でもお答えしましたが、確かに現在想定される制度設計では、保険料率については、県が標準的な保険料率を決める役割を持つとして、市町村内の医療費や、あるいは収納率の高低によって最終的に市町村がその料率を定める仕組みとなって、弾力的な保険料率設定が難しくなることや、あるいは県への分賦金に不足する分を捻出しなければならないことも懸念をされてまいります。

そうかといって、現行の制度を維持しながら保険財政共同安定化事業による見直しで持続可能な安定した国保システムとして保てるかといえ、それも大変難しいのではないかと思います。そういう意味で、今回の国民会議の提言の趣旨を聞く限り、保険者の都道府県単位化は社会保障制度改革を進める上でのまず一歩ではないかと考えております。このことは、先ほど古田議員の答弁の中でも申し上げたとおり、国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場や、あるいは地方団体間での話し合いが今後とも必要となってくるのではないかと考えております。

その次に、来年度の国保税の見直しについての御質問であります。平成24年度決算分析での諸条件の推計により、大幅な医療費等の増加変動がないという条件のもとでは、平成26年度の税率改正を実施しなくてもいいという可能性はあるものの、その場合は、やはり事業運営のための運転資金の枯渇など、平成27年度において大幅な税率改正をしようとするのが強く懸念をされるために、国保財政の安定的かつ適正な運営を考慮するとき、否定的な考え方もありますが、今後の医療費等などの動向を見ながら、これは慎重に検討しなければならない問題であると考えております。

その次に、介護保険の現状について、要支援1、2が介護保険から外されることで、町の負担や本人負担はどうなるかという、あるいは事業運営の仕組みはどう変わるのかという御質問であります。この件に関しましても、さきに古田議員に説明したとおり、社会保障制度改革案では、要支援1、2の利用者の方が介護保険から外されるというのではなくて、介護保険の

中の地域支援事業に段階的に移行されることを提言しております。本人負担や、あるいは財源構成は現行のまま変わらない見込みで、事業運営も地域支援事業という介護保険制度のくくりでおおむね現行どおりと言えらると思ひます。

ただし、介護保険制度改革の主な項目に、特養入所対象者や、あるいは一定所得者の利用負担の見直しなどが検討されることで、この介護保険制度改革全体で見た場合には、利用者の方に少なからず影響はあるものと推測をされます。

また、最後の質問に関しては、担当部長から答弁をいたさせますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、私のほうからまず1点目、平成24年度当初の資格証明書及び短期保険証の発行されてからの年度内の取り組みと、それから増減というふうなお話でしたので、基本的に御承知かと思ひますが、短期保険証交付事務要綱によりまして、国民健康保険税が6期以上、あるいは20万円以上の滞納の世帯に対しまして、毎年被保険者更新時期に納付相談の案内をしておりまして、年度当初の世帯数及び被保険者数が議員御指摘のような数字になっております。

それで納付相談に応じていただき、その誓約事項ないし納付計画を誠意を持って履行していただくことによつて、資格証明の方に関しましては短期保険証に切りかわり、短期保険証の方につきましては、年度内に完納がおおむね見通せるような場合であれば、期限が通常の保険証に切りかえるというふうなこともさせておひしてあります。そして納付相談に誓約なり、あるいは計画にのつていただけないとか、あるいは誠意を持って計画を履行していただけない場合にやむなく資格証明書のままでという形になります。

こういった納付相談に対する呼びかけといひますか、そういった形で常に相談をさせておひしていただくんですが、3カ月、あるいは6カ月の短期保険証に関しましては、当然期限が来る前に納付相談のほうをかけさせておひしていただくという形で、年度末までに若干そういった世帯数、被保険者数は減少していくと。当初の対象者に対する追跡では年度末では減つてはおります。ただ、議員御指摘の数値は、正確にいいますと年度当初での比較ですので、当然その年度が終わるころにはまた新たな方がふえたりとか、出たり入ったりとはおかしいんですけども、ふえたり減つたりというのはございまして、たまたま平成23年度と平成24年度の比較では、短期保険証の方が実際ちょこっとふえておるといふ形になったと分析はしてあります。

そうしまして、次の一部負担金減免要綱の、多分どういふようなものでどういふように運用していくのかというふうな御質問かと思ひますが、要綱の基本的な精神といひますか、趣旨といひますか、災害とか風水害、火災、あるいは干ばつ、冷害とか、そして事業または業務の休廃止、失業等によりまして収入が著しく減少した方というのを原則に考えておひして、その

中で数値的な基準といたしましては、ちょっと読ませていただきますと、全額免除の場合で、当該世帯に属する全ての者の実収入月額が、基準生活費といいますのは生活扶助の全てを合わせた額を基準生活費という形を定義づけしておるんですけど、生活扶助とか、住宅扶助とか、そういったものなんですけれども、その1.1倍以下の場合には免除と。そして1.1を超えて1.15以下の場合には8割を減免すると。そして1.15を超えて1.2以下の場合には5割を減免すると。そしてあともう一つ、徴収猶予というのがございまして、1.2を超えて1.3以下の場合には、その6カ月以内に資力の回復が見込まれて、徴収を猶予していた一部負担金を支払うことが可能な場合に徴収猶予をさせていただくというような形で、ただ、これは一時的なものでございまして、基本的には3カ月という形で、減免の期間というのは、申請のあった日の属する月以後12カ月につき3カ月以内ということで、マックス3カ月の減免ですよという取り扱いになっております。

そして、運用といたしましてなんですけれども、実際この4月からという形で運用はさせていただいておるんですけども、大体保険税のほうに対する御相談の中で御紹介がてらという形で来ておりますので、まだ制度そのものをぼんと啓発というのはまだ不十分だとは思っていますので、今後そういった制度の周知も十分図りながら、基本的には納付相談に対する窓口なり、窓口を設置しておりますよという啓発をもっと広くして、相談体制を充実するという形での啓発に努めていきたいと考えております。

あと、介護のほうを具体的にというようなことを、介護保険のほうの要支援の方が切り落としというか切り下げというんですが、実際、基準が今現在としてまだ変わっていませんので、今度どうなるかということもはっきり具体的にはわかりませんので、はっきりしたことは申せませんし、ただ、平成24年度の実績で個々のケースでの具体的な実例としまして、実際30件ほどは若干介護度が低いランクになられる方というのは見たようですので、私の覚えでも過去にもそういった方はまれに見えますので、御自分の能力ができるできんという審査というか判断基準ではなくて、いかに援助が要るか、時間のかかる援助が要るかとかという尺度で、若干ポイントといいますか見方が違いますので、個々の個人差がありますので、それによってはそういった事例も現実的にはそういった方も中にはいらっしゃるという程度で、もちろん今後のことにつきましては全く白紙というか、私のほうには情報は入っておりませんので、これから情報が入り次第、情報提供をさせていただきたいとは思っております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず国民健康保険の社会保障制度改革推進法によって変えられる部分ですが、町長は基本的には社会保障を充実していくのに消費税を充てること、それから少しでも経費を節約するという方向で提言されてきているというふうに私は捉えますが、その点では、

町長はどのように思っていますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今答弁もさせていただいたり、あるいは午前中からこのことで古田議員との議論の中でお話ししているとおり、社会保障制度改革推進法の中で提言された国保の都道府県化に対して、これからまだ、確かに基本的にはいろんな考え方がありますが、今我々の国保の運営と、そしてまたこれが広域化された国保の運営との中で、いわゆる住民の皆さんにとって、あるいはまた国保体制にとって、将来持続できる体制づくりというのが今一番求められて、肝心の議論が進められているわけでありますから、申し上げたとおり国民皆保険の堅持をすることは、私どもも町村会として国に要望していることであることと、もっとも国保の国保についても県に関して、国の支援をもっと幅広くすることを要望も真剣に訴えておる中で、今言ったような保険者を都道府県化することに対して、ぜひこれからも住民の皆さんのためにいい制度が生まれてくるように努力することが我々の責務だと思っておりますので、これからまたいろんな問題点を整理しながら、これは進めていかなきゃならない問題だと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町長の気持ちはそういうふうであっても、ずうっと国民会議が国民の意見を聞くということで各界の方たちの意見を聴取されて、安倍さんはそれを参考にして10月1日から消費税を決められるようですけれども、そこには消費税の本来の逆進性、いわゆる弱い者にとって負担が多くなるという制度を言う方は一人もいなかったと思います。だから、それからいっても、消費税を社会保障の財源とするということ自体、私は間違っているというふうに思いますが、その点では町長はどのように思われますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これはやはり日本人にとって消費税というのはまだなかなかなじめない税であります。先ほどもお話しした中で、やはり国際的にも日本が今こういう財政状況の中でこういう景気が維持されているのは、そういう考え方もあるんじゃないかという見方もあることや、あるいは消費税を社会保障に充てるという一つの大きな約束の中で、我々が今この目の前の社会保障制度を改革していくためには、それが一番今なすべき体制ではないかという思いはございます。

しかし、今の消費税を上げることにしましては、いろんな諸条件の中で総理が判断するわけですが、先ほど申し上げたように、今の経済状況や国民会議の検討会議での間の話、景気浮揚の話、財政改革の話を総合してみると、私はやはり消費税5%をまず8%にして、そしてまたその後10%まで持って行って、この社会保障制度改革を根本的に見直す一つとして進める

べきではないかと思っております。

大変厳しい財政の中で、中負担の中福祉をなし遂げる大きな中での改革ではないかと思いますので、いろんな消費税に関しての思いや考え方はあると思いますが、私は今お答えしたような考えで消費税を進めるのではないかと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 自民党流の考え方かなあと思いますが、また逆に言えば、私ども共産党は消費税に頼らなくて、日本の政治改革は根本から変えていかなければ成り立っていないということを思っているわけです。また、消費税を肯定される立場になったら、この社会保障というのは全部崩れていくだろうと私は思っております。

特に外国で消費税といいますけれども、そこには食料や衣料にはかけないとか、学費にも消費税はかけないとか、いろんな手だてをとって諸外国で行われていますが、日本の場合、正味そこはなしでもろにかかっていると思います、これまでは。今後どうするかについてもあれですけれども、根本的にはやっぱりこの消費税という制度自体が、まさに生まれたての赤ちゃんからお年寄りまで全てから取るという点からいっても、この制度はなくしていく方向に頑張るべきだと思うし、またそういう立場がなかったら、この社会保障の一体改革という中で、本来、改革すべき内容が見えなくなってくる。住民にとって負担が多くなり、いよいよ弱い者はますます暮らしが立てられなくなり、命の問題も粗末にされてくる。

そしてもう1つ、何よりも日本国憲法に基づいた政治をやろうとしない自民党の中で起こっていることですので、本当にこれからの日本、どんなことになるやら、私たちも大変心配をしていますが、皆さん一人一人と力を合わせてしか変えていくことができないと思っておりますので、どうかこの踏み違いをしないように、町長自体、社会保障の一環と国保についてはするものだとおっしゃいました。そのことを堅持していただいて、ぜひ世の中の流れを見詰めていただきたいと思っております。要望にしておきます。

次に行かせていただきます。

次は、国保の資格証明書、それから短期保険証の発行についてですけれども、いただいた資料で笠松町の国民健康保険に入っているらっしゃる実態調査で年齢別を見てみますと、皆さんもお手元にいただいているらっしゃると思います。引き出しに入っていたんじゃないかと思いますが、要するにゼロ歳からいきますと、ゼロから4歳が187人、5から9歳が197人、10から14歳が243名、15から19歳が223名、20から24歳が189名、25から29歳が224名、30から34歳が276名、35から39歳が411名、40から44歳が414名、45から49歳が318名、50から54歳が292名、55から59歳が312名、60から64歳552名、65から69歳1,122名、そして70から75歳が1,112人と、まさに高齢者のための皆保険と言っても過言ではないと思います。

そういう意味からも、また退職者もありますが、退職者数でいいますと60から64歳が一番多いんですが、いわゆる年金暮らしに入った者の命のとりでとなるのが皆保険の国保のなんですよ。それからいいましても、県に一つになろうが、笠松町として運営していく場合でも、やっぱり財政運営の問題でいえば、大変厳しいとしか言いようがありませんよね。

そうすると、やっぱり憲法の25条に基づいて、国がきちっと保障をしていく、かつての5割を保障していただけるよう、町村長会でも今もこのことを要望してくださっていると思いますが、これを本当にやっていただかない限りは、県に一本になろうが、私たち独自で町として運営していこうが、一番のかなめはそこですよ。だから、そういうことからいいましても、そこをぜひ堅持していついていただきたいと思います。引き続きお願いしていいでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは午前中もお答えしたように、私も県の町村会から国の町村会に行っているいろんな情報もわかった中で、今言った国に対してそのような要望をすることは、もう今現実に国保の健全運営のために国がもっとすべきだということを言っていること。そしてまた、保険者の都道府県化も言っていることになりましたが、いわゆる基本的に国民皆保険を堅持することを前面に出して、今市町村会を兼ねて国に直接、厚労大臣に要望書も手渡して今進めている中であります。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） といたしますと、この社会保障制度改革推進法におけます医療保険制度に、原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するところを文書で、やっぱり国民皆保険の制度を堅持するところに入れてもらうべきだと。ここに視点を置いていかないと、なかなか国からのお金が出てこないと思いますけれど、その点では、町長どう思われますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる推進法の中で、そのような「原則として」という条文がある中で、我々は今そのことも踏まえて、先ほども申し上げましたが、これから社会保障制度改革の方針がいろいろ協議して進んでくるわけでありますから、そのときに踏まえて今から皆保険制度を堅持することも要望しながら進めておりますので、そのことは我々の考え方として、今議員が言われたとおり保険制度の堅持というのは同じでありますから、そういうことを踏まえた上で、これからの議論や運動の展開になっていくんではないかと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私、先ほどの質問の中で、今の推進法で言われているその部分が、こ



の皆保険制度の堅実というのがないがゆえにいろいろと解釈できるという問題を言いました。ですから、やはり皆保険制度は国が責任を持ってやるというもとですので、大もとになるとかであって、国保法の一つですので、ここを絶対堅持していただけるようにすべきだと思いますが、その要求はできないものでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 何回も申し上げますが、これから具体的に社会保障制度審議会等で法案の中で進んでくるわけでありますが、今その大もとで我々がお願いをしているのは、国民皆保険制度を堅持することということを強く要望書に書いてお願いしていることでもありますから、そういうことに関しても、いろんな解釈はあるかもしれませんが、条文で原則として載っていることに関しては、我々は堅持をすることということで要望していることでもありますので、御理解をいただいて、一緒になって皆保険制度を堅持できるような運動を展開できればいいのではないかと思います。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ここの見解の相違のようですが、私はここが本当に崩れてしまう大もとだと思いますので、私としては、推進法の中のこの文章を変えるべきだと思っておりますので、それはお互いに見詰めていくということでしたいと思っておりますが、私たちとしては運動を進めていきたいと思っております。

その次なんです、さて、そういう中で、今高齢者と、そして仕事を持ってない人たちの多くが7割と言われますが、入っているのが国民健康保険で、そこで払えない人たちがもらうのが年度当初に国民健康保険証が発行されたときに滞納が1年以上あると資格証明書になる。そして相談に行くと短期保険証がその計画に基づいて発行され、私も何人かの人が一緒にお世話になってそういう形で来ておりますけれども、本当に保険証がないというのは、本人がとても気にしているし、そのために医者にかかれずに遅きに失して命を落とすということも起きていますと聞いておりますが、笠松町ではそういうことがなかったのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） そういった案件は聞いておりません。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そうした相談の中で、いつも思うことですが、町のほうからは、いつでも窓をあけておりますので、困ったときは相談に来てくださいと言われておりますけれども、なかなか払えない者にとっては敷居が高いんですね。ですから、お話を聞いて、計画を立てて払ってもらえるようにしますよという形ではなかなか出てこないということと、もう

1つは、その発行のときだけで、その都度3カ月後とか4カ月ごとに、私らが医者にかかる場合と全額の通知が来ますが、その方たちにむしろ相談にいらっしゃいよということをやることのほうが大事ではないかと思いますが、そういう制度はとれないものなのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） もう少し意図を、意図的に、ちょっともう一回。

長野議員。

○10番（長野恒美君） 資格証明書からせめて短期保険証に、当初135名でしたっけ、たくさんの方がいらっしゃるのが、そんなにたくさん減っていませんよね。だから、そこをもっと減らして短期保険証でもいいから保険証をもらって医者にかかれるようにするための方法として、年3カ月ごととかに相談の回数をふやしていくようなというか、資格証明書の方たちにそういうお知らせをする、そういうふうにはならないでしょうかというつもりですが、わかってもらえますか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 先ほどの年度内の取り組みの中で、3カ月ごとに納付相談の呼びかけというようなお話で、ちょっと十分言葉足らずでありましたが、資格証明書の方にも一応納付相談をやりますので、短期保険証の方だけではなく、その時点で結局納付相談に応じていない方ですので、資格証明書があるということは。その方にも一応案内は差し上げるということで、もっときめ細かくということであれば、今後また体制的に検討をさせていただきたいと思えます。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ぜひとも細かく、少しでも多くの方が、せめて短期保険証になるように運んでいただけるとありがたいと思えますので、要望しておきます。

それから、時間がありませんので、要綱についてはどうぞおっしゃったように少しでも多くの方が、もともと対象が少ないわけですでもっと幅を広げることと、それから対象の方にはわかるように説明してほしいし、そういう制度があることは、どこかで皆さんにわかるようにしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

ずうっと飛んでしまいましたが、介護保険のことで1つだけお願いしておきたいんですが、本当にこれから、ともかくこの推進法なんです、出ていく費用を説明しようということが大きうかがえる推進法なんです。要支援1、2についてもということなんです、この要支援1、2の方が笠松町として受けてやれるなら、かつて笠松町が福祉を充実させてきたように、この方たちが本当に予防ができて、介護保険の世話にならないようにしていく方向で、逆に言って、国がもっと豊かになれるようになるというのを私としては思っております。

ますので、ぜひ苦しめられることのないように、排除されることのないようにしていただきたいと思いますが、例えば昨年度からの点でいいますと、うちの長男も介護施設に携わっているんですが、去年の中で、5つぐらいの施設を受け持っておりますけれども、3億円の赤字を出して首になりそうになりましたんです。

というのは、人件費が随分削られていくので、今までどおりやっていると、そんな赤字が出るような状況になっているんです。そしてけさほど古田さんのほうから、働く者がいなくなっただけで施設が潰れたり、せっかくできても運営できなくなったりしているというお話もありましたが、そういう問題も含んでおりますので、ぜひ介護保険を運営していくに当たって、特に笠松町自体、社協で受け持っているわけですね、ホームヘルプ事業も。だから、そういうことからいきましてもこの辺をよく見て、考えていかなければならないのではないかと私は思っておりますので、ぜひ執行者といたしましても、介護保険制度の変わっていく様子にはしっかりと目を向けて、単純に施策を言われたままにやるだけではなくて、もう少し批判の目も含めて持っていたいただきたいということをお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

一般質問の途中ですが、2時半まで休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 伊藤功議員。

○3番（伊藤 功君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

それでは、私の質問は大きく分けて2つです。

1つ目は、笠松町における各種条例についてであります。2つ目は、各地で発生している集中豪雨対策についての質問をさせていただきます。

2つ目の集中豪雨ということの質問なんですが、本当にきのうの台風18号では、近畿から東海、関東、東北と大きな災害の爪跡を残しました。特に滋賀県、京都府、福井県に大雨に対して、8月31日に制定された特別警報が早速発令され、被害は甚大でした。被災された人、亡くなられた人にはお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、1つ目の質問のほうから行きます。

条例という質問なんですが、私が議員になりはや13年が経過しました。その13年のうち、いろいろ質問してきた中で、一番印象に残っているのが平成14年9月議会において質問をした放

置自動車の始末を町としてどうされていくのかを質問したことにより警察ともよく打ち合わせをされ、そのころは結構放置自動車がありましたので、警察と相談され、条例制定をしていただき、今では一切なくなっているように思われますが、いかがでしょうか。

次に、美しいまちづくり条例においても、平成14年の12月議会で都市景観・町並み景観づくりに伴う景観条例、草刈り条例を提案しました。笠松の町並みを守るため、廃屋化したままで放置してある家屋、それから空き地ですが、遊休地、休耕地の雑草の始末、雑草が生い茂っているために空き缶や空き瓶のポイ捨て等が行われていることと、それから平成12年6月議会で木曾川右岸中段の堤防道路ジョギングコース上での犬のふんが始末できない人、平成16年9月議会では、その後4年も経過しても犬のふんのマナーが守られておらないこと、愛犬家のふんの始末ができない情けなさを質問した結果、美しいまちづくり条例ができたと思っております。

実際に今でもそういう人がいるのですが、そういう違反者に対して注意や罰金等を科せられたことがあるのか、その点もお聞かせください。

今でも町の広報無線で飼い犬のふんの始末の注意を促しておられることは、残念のきわみですが、町長はその点、本当に情けないと思われますか、お聞かせください。

それからもう1つ、使われていない空き家も笠松町の中には8軒あるというふうにお聞きしておりますが、早急に対処しなければ、周辺住民に迷惑だけでは済まず、防災・防犯の面から、これも早急に対処していただきますようお願いし、この点も町長さんの決意を述べてください。

次の質問は集中豪雨対策です。

私がこの質問事項を8月29日に議長に提出したのですが、それ以後、9月4日、そしてきのう、本当にまたたくさんの集中豪雨に笠松も見舞われました。8月は本当に暑い日が連日続きましたが、最高気温では全国一を誇っていた岐阜県の大垣市が四国の四万十市に負けてしまいました。それよりも東北地方の秋田、山形、中国地方の島根、山口、九州の長崎と記録的な短時間に大雨がもたらした災害による崖崩れ、避難がおくれ亡くなられた方もあり、テレビの報道を見ていると気の毒としか言えませんでした。

8月31日午前零時より、災害に基づき特別警報という50年に1度の大雨とか地震、津波が生じたときに発令されるという新しい警報が今般できました。テレビや新聞で報道されたことは皆さん御存じのとおりです。9月2日には、千葉と埼玉で竜巻による大きな災害が起き、9月4日には栃木と三重でも竜巻による災害と、いつどこで起きてもおかしくない日本列島になってしまっています。

幸いなことに笠松には山がありませんので、土砂崩れ等の心配はありませんが、つい先日の9月4日には、岐阜県にも短時間に大雨が降り、各地にゲリラ豪雨による災害が発生しました。名古屋でも、岐阜や西濃地方でも集中豪雨、笠松にも各地で浸水の被害が起きました。道路が

冠水してしまったところもたくさんありました。

私のところの北側道路の排水路が用を足さず、完全に水路になってしまい、靴を履いては通れない状態でした。そして、車が通るとその水が押され、床下浸水になるのではと大変心配いたしました。この道路は平素でも激しい雨が降ると排水路があふれてしまいます。そして、車が通るたびに水が飛び散り、本当に大騒動になっております。松枝や下羽栗地域で宅地造成による住宅開発が点的に実施されていますが、そしてこの開発に伴い、将来私の家の前のような道路の冠水が危惧されますが、町はこれらの開発についての雨水排水の処理や、側溝整備等についてどのような指導をされているのか、お聞かせください。

それに関連があると思うのですが、遊水池がなくなっていく現状について、どんどんなくなっておりますが、ただし、それに対して反面、定住促進の面からは非常にありがたいと思っております。ですけど、雨水が一気に道路側溝や排水路に流れ込み、処理できない雨水が周辺一帯にあふれることが予測されます。町ではこのような現状について、どのように考え、またどのような対策をこれから計画されていくのか、町長の見解をお尋ねいたします。

それでは第1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） それでは、3番 伊藤議員に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伊藤議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず第1点の自動車放置防止条例の件数や、あるいはその効果についての御質問であります。この条例は放置自動車の発生防止及び適正な処理について定めたものでありまして、過去5年間で警告書貼付など、放置自動車認定件数というのは15件ございました。このうち、警告書の貼付後に所有者もしくは使用者と思われる者によって移動された件数が9件、それから調査の結果、これは盗品であることが判明して警察署に引き渡した件数が1件、そして町の自動車放置対策委員会において、廃物認定をされた後に廃棄処分をされた件数が4件ございました。そして、所有者が行方不明であり、そのために所有権解除の手續等が難航して未処分となっている件数が現在1件、計15件であります。

この放置自動車発見から廃物認定や廃棄に至る過程において、正確かつ迅速な処理に努めておりますが、今後とも現在の未処分案件のような複雑なケースに対応するために、今後関係法令等の研究も進めてまいりたいと思っております。

その次に、美しいまちづくり条例の効果についての御質問であります。

この条例は空き缶の散乱や、あるいは飼い犬のふん害、そしてまた雑草の繁茂の防止などについての必要な事項を定めたものでありますが、この条例施行後の指導件数は122件となっております。このうち指導に従わず勧告・措置命令に至って、第17条の規定によって5万円の過料を科した件数が1件となっております。ただし、この案件につきましては、その後、土地所

有者が環境美化に努められるなど、適正管理を行い現在に至っております。

以上の指導件数は、全て雑草とか雑木が起因するものでありますが、ポイ捨てやふん害などについては、聞き取り等によって事実であることが判明した場合には指導をしており、この措置命令に従わない場合は5万円以下の罰金が処せられることとなりますが、勧告や命令を発する際には正確な事実確認が必要となり、匿名通報などの客観的事実の把握が困難な場合などは効果的な指導等が難しい状況にあります。この条例は雑草等、事実確認が容易な案件に対しては効果的であると思っておりますが、ポイ捨てやふん害などについては、定期的に広報掲載や無線放送、または立て看板設置等も含め、一定の抑止効果はあるとは思いますが、最終的には住民各位のマナーの問題によるものであるために、「道徳のまち笠松」の理念の一層の普及に努めていくことによって、町全体を清潔な住みよい町にしていきたい、そのような思いで進めさせていただいております。

その次に、空き家等の適正管理に対する条例の効果、また状況と今後の取り組みについての御質問であります。

この空き家対策につきましては、平成18年に中津川市で発生した事件をきっかけに県と連携をして調査を実施し、以後、現地調査や地域住民の方から情報提供により実態の把握を行って、所有者の方に対して助言や指導を行うなど、その対策に取り組んできたところであります。これまで町において把握した管理不全な空き家は、全部で22軒ありましたが、そのうち14軒については、これまでに取り崩し等の改善をさせていただいております。

また、中には改善に向けて売却等の協議を進めていただいている空き家も2軒あります。そして町からの助言・指導等は、条例制定の影響も含めて少なからず効果があったのではないかと考えております。

しかしながら、現在も改善をされない空き家が町内には8軒残っておりますので、これらの空き家の所有者の方に対しては、引き続き条例に基づいた助言・指導等を行っていきたくと考えておりますし、またこれらの空き家の中には、相続放棄等による所有者不存在のために現在指導ができない状況の物件もありますので、今後は相続財産管理人の選任など、個別の事案に応じた対応も視野に入れて検討していきたいと考えております。

本来であれば、空き家等の適正管理は、当然所有者の責任においてなされるべきものでありますので、指導を徹底していくとともに、今後も管理不全な空き家に関して情報提供があった際には、現場や所有者等の実態調査を早急を実施して、必要に応じて助言・指導等を行い、適正管理に努めてまいりたいと思っております。

その次に、集中豪雨等の対策の中で、宅地開発がなされている中で側溝整備等をどのように考えているかという御質問であります。この松枝及び下羽栗地域において宅地開発が進んでおりますが、土地改良により整備された地域では、交差点から交差点までの距離が非常に長く

て、道路側溝では豪雨時には容量不足になって雨水があふれてしまうようなことが予測されま  
す。この対策として、建築確認の問い合わせの際に雨水の排水先について、道路と道路の間の  
水路、いわゆる背割り水路への排水を指導しており、これにより少しでも側溝の負担を軽減で  
きるように考慮をさせていただいております。

そしてもう1つに、宅地化すると遊水地がなくなっておるけど、その対策についてはどう考  
えているかとの御質問であります。水田の埋め立てによる宅地開発が進むことによって遊水  
池が減少し、雨水が一気に側溝や水路に流れ込んで、水路等が雨水を受け入れることができず  
に住宅等への浸水が懸念されてきました。また、近年の雨の降り方は異常であり、1カ月分の  
雨量が1日で降るということも全国各地で発生して、ますます低地等の浸水の危険度が高まっ  
てまいりました。

当町においては、平成11年から初期流入の抑制のために、小・中学校の校庭貯留や、あるい  
は一昨年の笠松地区の羽島用水の暗渠内の調整池等を整備して、また現在事業を進めている下  
羽栗雨水幹線排水路の貯留施設の計画等、公共用地を活用して、少しでも多くの雨水貯留をす  
るよう努力をさせていただいております。

一方、民間の境川流域における開発許可申請については、今年度より岐阜県によって雨水流  
出に係る指導を仰ぐこととなりました。また、各戸に雨水流出抑制のための雨水貯留施設奨励  
のため助成制度を設けている市町もありますので、当町においても、そのことを今後調査・研  
究をしていきたいと考えております。

以上で御質問にお答えしました。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） それでは再質問ですが、前後しますので申しわけございませんが、実は  
今の遊水池というか、農地がなくなっていく現実について、ちょうどこの前議案勉強会があり  
ましたときに平成24年度決算書を見せていただき、平成23年度決算書と比べてみたら本当に多  
いんですね、今。平成23年度は24件、9,442平方メートルでした。それが平成24年度になっ  
たら件数としては24件から35件になったんです。面積が2万5,565平方メートルと、約2.7倍も農  
地が宅地化されております。

そんなふうかなあということで、非常にびっくりしたんですけれども、その中で当然、これ  
は今農地法の第5条ですので、代替による転用ということになるんですが、第3条でも結構多  
いんですよ。ですから、いかに笠松は人気があるのかなあというふうに思ったんですけれど、  
これは当然先ほども言いましたように定住促進ということで家が建つ、建てば当然それに伴う  
税金も入ってくると思うんですけれども、やはり今こういうゲリラ的な豪雨が絶えず降るよ  
うな時代になってくると、規制はできないと思いますけれども、そこら辺、本当に大変な問題が

起きているなというふうに議案勉強会で感じたことが一つあります。

ですから、そこら辺で宅地開発をされる業者の方等が、もう少ししっかりした側溝をつくってくださるとか、側溝の深さをもう少し深くするとか、そういうことはできないのかなというふうに思ったんですが、その件に関してひとつお答えください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いろんな指導やお願いはできることはしながらやっていきたいと思えますし、それはそれなりの限度がありますから、お願いや言うことはできると思えます。そしてまた最後に言いましたように、それと同時に、たとえ量は少なくても、それぞれの家で流出抑制ができる雨水の貯留の設備というのが、いろいろやっているところもあるようでありますから、件数がふえてくれば、例えば一軒一軒で少しずつでもやっていけば、やっぱりそれも大きな容量の違いになってくるかもしれません。そういういろんな積み重ねでもって雨水対策をしていかなきゃならないと思えます。

かといって、この間のように時間雨量が100ミリを超えるような猛烈な雨に対しては、これはどのような対応をしても、どのような地域においても、やっぱりできない部分が出てくると思えます。想定が50ミリである側溝や雨水対策に対して、その倍の雨というのは、我々の力じゃできない自然の大きな力によって働いたものであると思えますから、少しでもそういうことが回避できるようにみんなが少しずつ努力すること、そしてまた家を建てるときに側溝についての指導やお願いをすることを、一つ一つ着実に進めていくことではないかと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 丁寧に説明していただきまして本当にありがとうございます。

今の貯留施設を各家庭でも研究して、そういうことをやった人に対しては助成制度を設けたというようなお話も聞きましたので、これは大変いいことだと思います。

質問前に建設部長のお話を聞いたんですが、なかなかしっかり考えてくださっているなというふうに思いましたので、それはぜひこれからの課題として取り組んでいただきたいと思えます。

それから放置自動車1台だけあるというふうに聞きましたが、これは今先ほど言われたように持ち主がわからないと言われたように思うんですが、探しようがないんですか、これは。自動車というのはそれぞれ車台番号というんですか、そういうのもあったりしていると思うんですが、探しようがないのかな。それをお尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この事案は、所有者の住所はあってもそこにもうずっと住んでいない



ことでありますから、探し方がないというか全く対応ができない、行方不明になってしまっている状況であります。

ただ、かといって、このことに対していろんな法的な手続もありますから、所有権解除も含めていろんな諸手続を踏みながら、これは廃棄処分をしていくしかないと思いますから、そういう手続に今入っている状況でありますので、もう少し時間をいただければ、このてんまつも御報告できるのではないかと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 今の回答で結構だと思います。自分もそういう目に遭ったことがありますので、管理している駐車場で。とにかくいなくなってしまうと何とも仕方がないもので、置いてあった自動車に紙を張って、要するに届けてくださいと。これは無断駐車場ですからということ。警察に相談したら半年間は我慢してと言われましたんですね。半年後にはその始末を逆にこっちがしたんですけれども、やはりそういうふうに時間をかけてでもきちっとやっていただきたいと思いますので、お願いします。

それから美しいまちづくり条例ですけれども、確かに本当に何回も何回も広報無線で町長さんが指導されて、呼びかけておられることはよくわかるんですけれども、本当に何か袋を持っておるだけで取らない人もおりますし、もう1つ言わせていただければ、みなと公園にも相当犬を連れ込まれているんですが、やはりふんだけじゃなしにおしっこは取れないですから、それこそ芝生広場でさせても、それこそあと、次の子供たちが遊びに来て、小さい子だったら転びますし、何とかあそこら辺、対処ができないんでしょうかね。この道以外は入っていかんとか、そこら辺のきっかけも一回お願いします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今度できる運動公園は初めから規制をして犬は中に入れない。本当は都市公園の中にそういうのを入れないのはあれかもしれないが、今度はそのができると思いますけど、今のみなと公園に関しては、そういう規制をしても、じゃあ全く入れないではいけないから入れる場所はどこかないかとかも考えなきゃいかなんですが、なかなかいい方法がまだ見つからないのが現状ではないかと思えます。

いずれにしても、これは本当に恥ずかしいことでありますから、「道徳のまち笠松」にふさわしくない行為を堂々とされる方に関しては、しっかり皆さんで対応しながら現認をして、それをきちっと対処していくことを進めなければいけないのではないかと考えております。

何年も前から伊藤議員が指摘をされて、心配をされている問題であります。これは笠松町だけではなくて全てのまちづくりに関与することではありますが、ぜひ笠松町が模範となるような、そういう皆さんのモラルを信じていけるすばらしいまちづくりができるようにこれからも努力

をしてまいりたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） ありがとうございます。

犬を飼っている人、愛犬家の人というのは、もう少し心が優しい人だと思っていたんですが、やっぱりそういうマナーが守れないというのは、根本的に仕方がないのかなあ。いっそ飼わなきゃいいのになと思いますが、それは余分なことですが。

それでは最後ですけど、羽島用水の上、要するに羽島用水にふたをしていただきました。上部を暗渠にしてくださったんですが、草のお守りというのか雑草、今でも結構松廣さんの前に行く西幹線にしろ、また南に行く東幹線にしろですけども、家のすぐ隣の人が草をむしってくれるところだけがきれいになっておったり、あれは羽島用水できちっと管理してもらうことじゃないんでしょうかね、雑草の繁茂ということになるんですが。

つい8月20日過ぎでしたけど、僕も東へ行ってすぐ南に、要するに分水口のほうへ行こうとしていたら草が燃えて煙が上がっておったんです。誰かがたばこの吸い殻をほかつたらしくて、それが枯れ草に火がついて、それこそすぐ近くに大野さんといううちがあるんですが、そこへ行って早速バケツで水をもらってきて、4回か5回往復して火を消した覚えがあるんですけど、今でも枯れ草の燃えた跡がありますから、これはうそでも何でもありませんけど。やはりそこら辺の草の始末というか、雑草の始末はどこがはっきりするのかということだけお答えいただきたいと思えます。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 今御指摘の羽島用水のパイプラインの上部の草の問題でございますが、実は上部利用ということで、将来については道路の区域に含めさせていただいて、道路として管理をするというお約束のもとで、今そういうような格好で放置してあるわけでございますが、ですから、今現況は道路になるまでは羽島用水に管理をしてさせていただいて、道路として整備をしたら笠松町で管理をしていくという約束のもとでございます。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） そういうことなら僕も羽島用水へ言えばよかったですけれども、やはりこれは町からも一度火災が起きたよと、もう少しほっておいたら東のほうへずうっと火が行ってしまっ、それこそ隣は稲が植わっていますので、稲にまで被害をもたらしかねないんじゃないかというふうに思っております。ですから、そこら辺、きょう聞いたからということで、僕が羽島用水へ言ったほうがいいのかなあということは思っていますけれども、そこら辺の見解がはっきりしましたので、あとは町が持つていくということやね。当然上部がきちとなれ

ば草は生えないと思いますから、よろしくをお願いします。

それで結構です。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 御苦労さまでした。

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回はまちづくり全般についてということで通告をしてありますが、1969年の地方自治法改正により、第2条第4項によって市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとされていたことによって総合計画が義務づけられておりました。

笠松町でも、昭和50年度から第1次総合計画を出発に、現在の第5次総合計画が平成23年度に策定されております。しかし、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、この第2条第4項の基本構想の策定義務が削除されました。基本構想とは総合計画の3点セットの1つで、笠松町では10年スパンで示された施策を描いたものです。その他の2つは5年スパンの基本計画、3年スパンの実施計画で成り立っております。この基本構想の策定義務が削除されたということは、最上位構想が全くなくなったということで、総合計画についての根幹がないということになります。これが削除されたということは、当然と捉えるべきだろうと私は思っております。

コンサルタントに委託して、数百人の村から政令指定都市までが金太郎あめのような計画を立てること自体が理不尽で不合理です。つまり、国は自立した計画を立てるべきということを考えたんだろうというふうに思っております。

しかし、今後の最上位計画としての総合計画的なものは必要であると考えています。そこにある課題として、公益財団法人 東京市町村自治調査会では以下の点を上げております。

1番、総合計画の必要性と位置づけの明確化、2番、総合計画の位置づけに応じた市民参画のあり方の明確化、3番、議決事件とするための法的根拠の整備、4番、分野別計画等の見直し、5番、進行管理、数値目標、外部評価制度の仕組みの確立であります。さらにPHP総研では、市町村の選択として3つの選択肢を上げております。総合計画は策定せず、個別計画で対応する。行政の任意計画として策定する。条例で議会の議決事項に定めて策定する。

そこで質問ですが、笠松町としての対応はどのように考えておられるのか、お答えください。

また、現在進行中の第5次総合計画の進行と、今後の考え方についての質問です。

基本構想1では、まちづくりの理念として本町の持つ歴史や文化、清流木曾川に代表される恵まれた自然など、個性あふれる資源を共生活用し、多様な住民や地域がお互いを認め合いな

がらともに成長し合い、町全体が調和ある輝きを放つような一体感の醸成を目指し、個性を生かし、調和を大切にしたまちづくりを理念とすると明記されております。

1の4の土地利用構想では、住居系で都市基盤の確立などを目指し、商業系では歴史文化財など地域資源の活用により町内外の人々が集い、気軽に触れ合える場所の創出を図りますとあります。農業系では遊水機能や緑地機能など、農地の持つ多面的な機能を生かすとともに、優良農地の機能保全を推進しますとなっております。

町並み景観の保存、発展等についての町長の基本的考え方をお尋ねいたします。現在ある点としての拠点整備だけではなく、面としてどう考えていくのかお答えください。

また、ハード面での整備も重要ですが、一層重要に思われるのは歴史ある当町の成り立ちなどを誇りとしてどのように醸成させていくかということです。ソフト的な施策が最も重要であると考えますが、その点どのようにお考えでしょうか。

また、土地利用構想にある商業系とは、笠松地区のことでもあると思うんですけども、当町の中心市街地のことと思われませんが、今後の中心市街地のまちづくりの基本的な考え方についてお示しく下さい。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 川島議員に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからのまちづくりについての御質問に対してお答えしたいと思います。

まず第1に、笠松町の総合計画の今後の取り扱いについての御質問であります。笠松町の第5次総合計画というのは、住民相互のきずなを深めて魅力あるまちづくりの実現を目指して、住民と行政の行動指針となり得る町の最上位計画として、この平成23年から10年間を計画期間として基本計画に沿ったさまざまな施策や事業を展開してきております。

現在、計画の進行管理として3年間のローリング方式で毎年度実施計画の見直しを行って、その成果は町ホームページにて広く公開をさせていただいております。そして第5次総合計画策定時は、総合計画の基本部分である基本構想について、議会議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、この国の地域主権改革のもと、平成23年8月の地方自治法の一部を改正する法律の施行によって法的義務がなくなって、策定及び議会議決は各自治体の判断に委ねられるということになりました。

しかし、町として、将来の行動指針となる中・長期計画は、行政にとって必要不可欠であると考えております。この笠松町において総合計画というのは、今後もあらゆる個別計画を体系化した総合的で最上位に位置するものであって、総合計画の実現に向け、事務を推進していくことが私ども行政に課せられた使命であると認識をしております。

第5次総合計画では、平成27年度を中間年度として、社会情勢の変化に対応すべく基本計画の進捗状況を検証して必要が生じた場合には見直しを行うことを予定しております。その際には、議員の皆さんとも協議をし、よりよい計画の改定を実施していきたいと考えております。

また、次期総合計画を策定する際には、計画の位置づけの明確化や、あるいは重要な計画の議決に関する条例などの必要性を含め、今後調査・研究を進めてまいります。

2つ目に、町並み景観についての質問であります。かつて美濃郡代が置かれて、明治初期には県庁所在地ともなったこの笠松町には、重要な歴史・文化資源があり、また木曾川の重要な港として栄えてきた笠松地域には、今もなおその面影を残す建物があります。

また、木曾川という自然資産は、住民の皆様を初めとする多くの人が集う場所でもあります。そのような歴史・文化、川港などの地域固有の資源を最大限に生かした拠点づくりを進めて、町の中に町内外から多くの人が集まる環境を創出し、新たな町のにぎわいとまちづくり事業が芽生える可能性を広げていくことが必要であると考えております。そのことは、総合計画の下位計画であるリバーサイドタウンかさまつ計画にも基本方針として位置づけられ、サイクリングロードの整備などハードの整備や、あるいはまちの駅や道徳のまちづくりなどのソフトの面での施策も進めております。

笠松らしさの町並み景観として特筆すべきことは、笠松町全域に点在する歴史文化財や、神社仏閣などが多くあることが上げられます。その点在する自然的、歴史的、文化的資源をつないで、点と点を結び、笠松町全域を大きな面と捉えて、町なか散策などの人と人が交流の図られるまちづくりを進めていけたらと考えております。

そして、その町並み景観の中でも、ソフト的な施策が最も重要ではないかという御意見ですが、笠松町が持つ地域資源を最大限に発揮するには、町内外の人々が集って気軽に触れ合える場の創出を図ることが重要であると考えております。

その1つとして、平成21年度から進めている情報交流の場であるまちの駅は現在46駅になり、それぞれの駅がもてなしの心で来訪者の皆さんを出迎える一方、駅長さんたちで企画された地域をめぐる「笠松“ワケ知り”ウオーク」も毎年好評を得ております。

また、名古屋鉄道が主催する「名鉄沿線ハイキング」や、文化協会が主体となって進めている「鮎鮎街道ウオーク」など町なか歩きのイベントでは、多くの住民の皆さんや各種団体との連携した取り組みを計画段階から行政と住民が協働で進めているところであります。こういった協働での推進が、今後のまちづくりには欠かすことのできない取り組みであると考えております。

その次に、今後の中心市街地のまちづくりの基本的な考え方についての御質問ですが、笠松町は名古屋市を中心とする中部圏のベッドタウンでもあり、人口もわずかではあります。現在ふえつつあります。ここに住み、暮らす方々が、安全で安心して暮らせるまちづくりが基

本でありますので、笠松町に住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、第5次総合計画のまちづくり理念に個性を生かし、調和を大切にしたまちづくりを位置づけ、推進しているところでもあります。

この計画は、町全体の構想でありますので、議員御指摘の土地利用構想に上げた商業系の土地利用の考え方は町全体を捉えたものではありませんが、笠松地域、松枝地域、下羽栗地域、この3つの地域の特性に合わせた土地利用や都市基盤の整備を進める必要があります。また、住みよい環境の一つに、歩いて買い物に行ける商店街の存在も魅力となります。笠松地域でいいますと、本町通りに代表される商店街は、過去には活性化に向けた議論を行政と一体となって進めてまいりましたが、その後、進展が見られなかったことも事実であります。仮に空き店舗などを貸し付けると仮定したとしても、空き店舗や伝統的建築物の多くは、奥行きはあるものの間口が狭い店舗が多くて、車による来街者の駐車場スペースを持つ店舗はごく一部という現状にあるとともに、現在住宅として居住されている部分が多く、生活スペースと賃貸借部分の分離が不可能と思われるものがほとんどという状況でもあります。

商店街の活性化や地域コミュニティの促進につなげていくという商店街全体の合意形成が図られることが前提となりますが、第5次総合計画の基本方向3に、「人がつどう活力あるまち」の施策である多様な産業が活力を生み出す町の実現に向けて、県内各地はもとより先進地の取り組み事例を調査・研究して、この地域コミュニティの醸成や商店街全体の活性化を図るために、町全体の問題として今後も投げかけをする必要があると考えております。以上であります。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。

延会 午後3時20分